

おりた保育園における認可定数変更について

1 おりた保育園の現況

現在、同保育園については、認可定数50人で運営しているが、10月初日現在の在籍児童数については、72人となっている。

また、入所率については平成23年度から120%を超過しており、今年度においても、120%を超過する見込みである。

平成27年度の在籍児童について、現在5歳児が13人となっており、来年度の新規入所児童、兄弟児の入所及び今後の途中入所児童数を考慮すると、定数超過は避けられない状況にある。さらに、市外児童についても恒常的に入所する可能性が大きいことも影響が考えられる。

以上の状況をかんがみ、平成27年度から現在の50人の定数を10人増加し、60人定員の認可申請をしようとするところである。

2 子ども・子育て会議保育部会での意見

- 以前は定数変更について、厳しい制限があったが、新制度ではどうなるのか。
 - ・ 新制度では、認可定員の範囲において、利用定数の設定が必要となるので、認可定員内の利用定員の変更については、市の判断となることから、当保育部会、子ども・子育て会議の意見を聞き、調整していきたいと考えている。
- 最低基準等の理由のみでは、定員変更がむずかしいと思っているが、現状の施設状況のままで定員を上げることは構わないか。
 - ・ 運営基準において、施設の規模、保育士の配置は決められているが、今回は施設においては、問題がないものと考えている。
- 実際は市外（出水市）入園児のために定員を増やすこととなったが、向こう（出水市）全体の定員を上げれば、今回の事案がなかったのだが。
 - ・ 保育単価が下がるので定員を上げないところも多いが、広域間での対応について行政間との調整が必要と思っている。
- 少子化が進むなか、定員増については、非常に懸念している。定員に対する国・県の考え方についても疑問を抱いている。
- 定員割れの柔軟な対応も考慮して欲しい。



以上を踏まえ、おりた保育園については、平成27年度から、認可定員について10人増の60人とする。

平成 2 6 年 1 0 月 初 日 入 所 児 童 数

保育園名	初日 入所者	年齢	阿久根市					広域入所					総在籍者数
			月初日現在	月途中入所	月途中退所	月内異動数	月末在籍数	月初日現在	月途中入所	月途中退所	月内異動数	月末在籍数	
みなみ		5歳	15	0	0		15	0	0	0		0	15
		4歳	9	0	0		9	0	0	0		0	9
		3歳	11	0	0		11	0	0	0		0	11
		2歳	11	0	0		11	0	0	0		0	11
		1歳	11	0	0		11	0	0	0		0	11
		0歳	5	0	0		5	1	0	0		1	6
定員 70	0	計	62	0	0	0	62	1	0	0	0	1	63
公立 70	0	小計	62	0	0	0	62	1	0	0	0	1	63
阿光		5歳	22	0	0		22	1	0	0		1	23
		4歳	22	0	0		22	2	0	0		2	24
		3歳	25	0	0		25	2	0	0		2	27
		2歳	22	0	0		22	2	0	0		2	24
		1歳	10	0	0		10	1	0	0		1	11
		0歳	15	0	0		15	3	0	0		3	18
定員 120	0	計	116	0	0	0	116	11	0	0	0	11	127
蓮華		5歳	26	0	0		26	0	0	0		0	26
		4歳	22	0	0		22	1	0	0		1	23
		3歳	21	0	0		21	0	0	0		0	21
		2歳	16	0	0		16	0	0	0		0	16
		1歳	16	0	0		16	0	0	0		0	16
	1	0歳	12	0	0		12	1	0	0		1	13
定員 90	1	計	113	0	0	0	113	2	0	0	0	2	115
みどりが丘		5歳	13	0	0		13	2	0	0		2	15
		4歳	13	0	0		13	2	0	0		2	15
		3歳	18	0	0		18	0	0	0		0	18
	1	2歳	10	0	0		10	1	0	0		1	11
		1歳	12	0	0		12	0	0	0		0	12
		0歳	6	0	0		6	0	0	0		0	6
定員 60	1	計	72	0	0	0	72	5	0	0	0	5	77
文旦		5歳	20	0	0		20	3	0	0		3	23
		4歳	19	0	0		19	6	0	0		6	25
		3歳	13	0	0		13	1	0	0		1	14
		2歳	16	0	0		16	2	0	0		2	18
		1歳	11	0	0		11	0	0	0		0	11
	1	0歳	12	0	0		12	2	0	0		2	14
定員 90	1	計	91	0	0	0	91	14	0	0	0	14	105
おりた		5歳	11	0	0		11	2	0	0		2	13
		4歳	15	0	0		15	2	0	0		2	17
		3歳	9	0	0		9	1	0	0		1	10
		2歳	8	0	0		8	2	0	0		2	10
		1歳	14	0	0		14	2	0	0		2	16
		0歳	6	0	0		6	0	0	0		0	6
定員 50	0	計	63	0	0	0	63	9	0	0	0	9	72
めぐみ		5歳	2	0	0		2	0	0	0		0	2
		4歳	1	0	0		1	0	0	0		0	1
		3歳	2	0	0		2	0	0	0		0	2
		2歳	6	0	0		6	0	0	0		0	6
		1歳	7	0	0		7	0	0	0		0	7
		0歳	3	0	0		3	0	0	0		0	3
定員 20	0	計	21	0	0	0	21	0	0	0	0	0	21
阿久根		5歳		0	0		0	0	0	0		0	0
		4歳		0	0		0	0	0	0		0	0
		3歳		0	0		0	0	0	0		0	0
		2歳	6	0	0		6	1	0	0		1	7
	1	1歳	9	0	0		9	2	0	0		2	11
		0歳	3	0	0		3	3	0	0		3	6
定員 20	1	計	18	0	0	0	18	6	0	0	0	6	24
私立 450	4	小計	494	0	0	0	494	47	0	0	0	47	541

保育所入所月初日児童数(平成22年度～平成26年度)(広域入所児童含む)

資料1-3

平成22年度

	定数	120%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	年間月平均人数	年間平均
みなみ保育園	90	108	79	79	78	79	79	80	82	82	82	83	85	85	973	81.1	90%
阿光保育園	120	144	110	110	112	119	120	124	126	126	127	131	136	139	1,480	123.3	103%
蓮華保育園	90	108	87	90	95	98	98	99	99	99	100	97	99	102	1,163	96.9	108%
みどりが丘保育園	60	72	68	69	69	69	69	69	72	72	72	71	72	71	842	70.2	117%
文旦保育園	110	132	99	98	98	98	97	100	101	104	104	104	105	105	1,213	101.1	92%
おひだ保育園	45	54	49	49	50	50	50	51	52	57	57	58	60	60	643	53.6	119%
阿久根めぐみ保育園	20	24	23	23	23	24	24	24	25	25	24	24	24	24	287	23.9	120%
	535	642	515	518	525	537	537	547	557	565	565	568	581	586	6,601		

平成23年度

	定数	120%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	年間月平均人数	年間平均
みなみ保育園	90	108	73	72	72	72	78	78	79	79	78	78	80	81	920	76.7	85%
阿光保育園	120	144	129	127	132	132	133	133	135	135	137	138	141	144	1,616	134.7	112%
蓮華保育園	90	108	93	93	95	97	102	103	109	110	109	111	110	112	1,246	103.8	115%
みどりが丘保育園	60	72	64	66	66	67	69	72	72	76	76	77	78	78	861	71.8	120%
文旦保育園	100	120	105	108	110	107	110	110	110	111	110	110	112	114	1,317	109.8	110%
おひだ保育園	45	54	57	57	57	58	58	58	58	61	61	62	62	62	708	59.0	131%
阿久根めぐみ保育園	20	24	23	26	26	26	26	26	26	26	25	26	25	26	307	25.6	128%
	525	630	544	549	558	559	576	582	589	595	596	602	608	617	6,975		

平成24年度

	定数	120%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	年間月平均人数	年間平均
みなみ保育園	70	84	61	61	65	69	69	70	74	76	77	77	77	78	854	71.2	102%
阿光保育園	120	144	129	129	134	134	140	145	148	149	150	151	152	153	1,714	142.8	119%
蓮華保育園	90	108	106	106	108	107	109	110	111	114	117	120	121	122	1,351	112.6	125%
みどりが丘保育園	60	72	62	62	63	63	64	66	68	71	70	71	73	71	804	67.0	112%
文旦保育園	90	108	87	87	87	88	90	91	94	97	99	102	103	105	1,130	94.2	105%
おひだ保育園	50	60	58	58	59	62	62	62	62	61	62	58	59	59	722	60.2	120%
阿久根めぐみ保育園	20	24	23	23	24	24	24	23	22	22	22	21	20	20	268	22.3	112%
	500	600	526	526	540	547	558	567	579	590	597	600	605	608	6,843		

平成25年度

	定数	120%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	年間月平均人数	年間平均
みなみ保育園	70	84	53	54	56	56	60	63	64	66	68	69	72	72	753	62.8	90%
阿光保育園	120	144	140	140	143	144	147	150	150	151	152	152	153	151	1,773	147.8	123%
蓮華保育園	90	108	108	111	110	111	110	112	116	119	119	120	120	121	1,377	114.8	128%
みどりが丘保育園	60	72	61	62	62	63	71	75	76	77	77	76	76	75	851	70.9	118%
文旦保育園	90	108	95	96	97	97	99	103	104	107	109	110	109	108	1,234	102.8	114%
おひだ保育園	50	60	55	56	59	63	63	65	66	66	66	68	68	68	763	63.6	127%
阿久根めぐみ保育園	20	24	23	23	22	23	23	23	22	26	26	26	27	27	291	24.3	121%
	500	600	535	542	549	557	573	591	598	612	617	621	625	622	7,042		

平成26年度

	定数	120%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	年間月平均人数	年間平均
みなみ保育園	70	84	61	61	61	63	62	63	63	63	63	63	63	63	749	62.4	89%
阿光保育園	120	144	123	123	125	124	123	125	127	127	127	127	127	127	1,505	125.4	105%
蓮華保育園	90	108	106	105	108	111	112	113	115	115	115	115	115	115	1,345	112.1	125%
みどりが丘保育園	60	72	75	75	75	74	75	76	77	77	77	77	77	77	912	76.0	127%
文旦保育園	90	108	94	95	96	98	103	106	105	105	105	105	105	105	1,222	101.8	113%
おひだ保育園	50	60	68	69	69	70	71	71	72	72	72	72	72	72	850	70.8	142%
阿久根めぐみ保育園	20	24	21	22	24	24	24	24	21	21	21	21	21	21	265	22.1	110%
阿久根保育園	20	24	8	10	12	15	21	22	24	24	24	24	24	24	232	19.3	97%
	520	624	556	560	570	579	591	600	604	604	604	604	604	604	7,080		

※ 平成26年11月以降は現在園児数がそのままのものとします数字です。

平成26年10月・県への中堅報告分であり、今後変更の可能性がありうる。

[illegible]

1 教育・保育施設について

- ① 1号子ども(保育を必要としない3歳以上児)と2号子ども(保育を必要とする3歳以上児で幼児教育利用希望強)について
ニーズ量に対し、平成29年度まで利用定員については、不足するが、市全体の児童数の減少に伴い、30年度以降は確保については充足することから、当分の間、新たな施設整備は行わない。
- ② 2号子ども(保育を必要とする3歳以上児)について
ニーズ量に対し、確保方策が上回るため、当分の間は新たな施設整備が必要となる市町村との定員協議の必要性がある。
- ③ 3号子ども(保育を必要とする3歳未満児)について
ニーズ量に対し、確保方策が上回るため、当分の間は新たな施設整備が必要となる市町村との定員協議の必要性がある。
- ④ 地域型保育事業について
上記の計画表において、ニーズ量に對する確保方策が全体的に充足しているため、当分の間は地域型保育事業については実施しない。
認可外保育事業について

現在広域医療センターにおいて、認可外保育事業を実施しているが、病児・病後児保育、休日保育の実施施設計、連携施設及び運営基準についての条件が整えば、企業内保育施設としての認可について可能性がある。

阿久根市未就学児教育・保育状況

資料2-2

1 各施設の在籍児童数 平成26年4月1日現在(市内児童のみ)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	広域
阿光保育園	9	12	22	26	23	21	113	10
蓮華保育園	5	15	16	21	21	26	104	2
みどりが丘保育園	5	12	9	18	13	13	70	5
文旦保育園	5	10	15	13	19	20	82	12
おりた保育園	3	11	8	9	14	10	55	13
阿久根めぐみ保育園	0	6	9	1	1	2	19	2
阿久根保育園	1	3	4	0	0	0	8	0
みなみ保育園	2	12	11	11	10	15	61	0
阿久根めぐみ幼稚園	0	0	1	21	19	19	60	1
阿久根幼稚園	0	0	0	22	25	23	70	7
広域医療センター(推計)	1	1	1	4	0	1	8	
市外保育園	0	0	0	0	1	1	2	
計	31	82	96	146	146	151	652	52 704

2 平成26年4月1日現在人口及び入所率 (人口:住民基本台帳)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人口	138	137	127	148	150	152	852
入所率	22.5%	59.9%	75.6%	98.6%	97.3%	99.3%	76.53%

1 各施設の在籍児童数 平成26年10月1日現在(市内児童のみ)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	広域
阿光保育園	15	10	22	25	22	22	116	11
蓮華保育園	12	16	16	21	22	26	113	2
みどりが丘保育園	6	12	10	18	13	13	72	5
文旦保育園	12	11	16	13	19	20	91	14
おりた保育園	6	14	8	9	15	11	63	9
阿久根めぐみ保育園	3	7	6	2	1	2	21	0
阿久根保育園	3	9	6				18	6
みなみ保育園	5	11	11	11	9	15	62	1
阿久根めぐみ幼稚園			6	21	19	19	65	3
阿久根幼稚園				24	24	23	71	7
広域医療センター(推計)	1	1	1	4	0	1	8	
市外保育園			1		1	2	4	
計	63	91	103	148	145	154	704	58 762

2 平成26年10月1日現在人口及び入所率 (人口:住民基本台帳)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人口	197	133	136	156	149	155	926
入所率	32.0%	68.4%	75.7%	94.9%	97.3%	99.4%	76.03%

保育の必要性の「認定」に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令第27条)

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
 - ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
 - ② 妊娠中であるが又は出産後間がないこと（妊娠・出産）
 - ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は先進若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病・障害）
 - ④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
 - ⑥ 前各号に類する状態であること



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
 - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができるとき、その優先度を調整することが可能
 - ① 就労
 - ・ フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間労働は除く）
 - ・ 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
 - ※ 就労の下限時間は48時間／月で決定（前回会議において承認）
 - ② 妊娠・出産
 - ※ 効力発生日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
 - ③ 保護者の疾病、障害
 - ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・ 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動（起業準備を含む。）
 - ※ 効力発生日から起算して90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する末日までの期間
 - ⑦ 就学（職業訓練校等における訓練含む。）
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得時にすでに保育を利用している子ども
 - ※ 当該育児休業の間に施設利用が必要と認めらるること
 - ⑩ その他上記に類する状態として市町村が認める場合

子ども・子育て支援法施行規則

(1) 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。(本市は48時間設定)

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

阿久根市保育の実施に関する条例

(1) 居宅外で労働することを常態としてしていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。

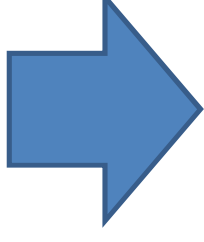
(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。



子ども・子育て支援法施行規則に基づき、例規の改正（制定）を行う。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労	1 保育標準時間	1 ひとり親家庭
2 妊娠・出産	2 保育短時間	2 生活保護世帯
3 保護者の疾病・障害		3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4 同居親族等の介護・看護		4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5 災害復旧		5 子どもが障害を有する場合
6 求職活動		6 育児休業明け
7 就学		7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
8 虐待やDVのおそれがあること		8 小規模保育事業などの卒園児童
9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること		9 その他市町村が定める事由
10 その他市町村が定める事由		

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

＜保育標準時間＞
Aグループ(10点)

〇〇 〇〇
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ 〇〇
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様

利用調整へ

保育料設定の基本的方針について

■ 利用者負担（保育料）の水準

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めることとされています。この国が定める水準は現行の幼稚園・保育所の利用者負担（保育料）の水準を基に検討されています。
- 市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費，給食費，文房具費，行事費等 ※事前説明・同意を要する），それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する）が可能です。

■ 1号認定子どもの料金設定について

教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）

※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

● 本市の考え方

- ◎ ２・３号認定の保育料とのバランスを考慮（保育標準時間・保育短時間等）
- ◎ 給食費等実費負担、上乗せ徴収等を考慮
- ◎ 現制度に対し、新制度において保護者の負担増のない料金設定を行う。



本会議を経て、近日中に仮決定を行う。

■ ２・３号認定子どもの料金設定について

保育認定（２・３号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮

保育認定を受けた子ども（満３歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「０．７兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲１．７％を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	０円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	６，０００円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	１６，５００円
④所得税額 ４０，０００円未満	～470万円	２７，０００円
⑤所得税額 １０３，０００円未満	～640万円	４１，５００円
⑥所得税額 ４１３，０００円未満	～930万円	５８，０００円
⑦所得税額 ７３４，０００円未満	～1130万円	７７，０００円
⑧所得税額 ７３４，０００円以上	1130万円～	１０１，０００円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	０円	０円
②市町村民税 非課税世帯	６，０００円	６，０００円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯

④～⑧：前年度分の所得割課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に２人目は上記の半額、３人目以降については０円とする。

※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供２人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ 満３歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満３歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に２人目は上記の半額、３人目以降については０円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。

4

国：子ども・子育て会議資料より

● 本市の考え方

- ◎ 現制度の保育料を基本とし、新制度についても上記基準額の半額程度で設定する。
- ◎ 保育短時間の保育料については、標準時間の8割程度で設定する。（保育時間を考慮）

平成26年度 阿久根市保育所負担金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金（保育料）基準額（月額）	
階層区分	定 義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円
第2階層	第1階層及び第4階層から第8階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500円	3,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	9,000円	8,000円
第4階層		40,000円未満	15,000円	13,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	20,000円	18,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	28,000円	22,000円
第7階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	413,000円以上 734,000円未満	30,000円	25,000円
第8階層		734,000円以上	35,000円	30,000円

※ 保育園に入所している児童で、3子目は、無料となります。

資料 4-3

平成27年度以降阿久根市保育料(案)

国(新制度)										阿久根市(新制度)					
区分	定義	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		標準時間	短時間	標準時間	短時間
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間				
1	生保世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	住民税非課税	9,100	6,000		9,000	9,000	1,000	3,000	2,400	4,500	3,600				
	住民税課税														
3	所得割 48,600未満	—	16,500	16,300	19,500	19,300		8,000	6,400	9,000	7,200				
4	77,100以下	16,100	—	—	—	—	4,100	10,500	8,400	—	—				
5	97,000未満	16,100	27,000	26,600	30,000	29,600	—	13,000	10,400	15,000	12,000				
6	169,000未満	—	41,500	40,900	44,500	43,900	—	18,000	14,400	20,000	16,000				
7	211,200以下	20,500	—	—	—	—	9,400	19,133	15,466	—	—				
8	211,201以上	25,700	—	—	—	—	10,600	25,666	17,132	—	—				
9	301,000未満	—	58,000	57,100	61,000	60,100	—	22,000	17,600	28,000	22,400				
10	397,000未満	—	77,000	75,800	80,000	78,800	—	25,000	20,000	30,000	24,000				
11	397,000以上	—	101,000	99,400	104,000	102,400	—	30,000	24,000	35,000	28,000				

○ 2・3号認定について

保育標準時間については、平成26年度と変わらず、国の基準の約50%で料金設定をする予定である。

保育短時間については、標準時間の80%の料金設定で計上した。

※ 2・3号認定については、保育部会で承認済み

は、1号認定との比較のための
仮単価

○ 1号認定について

教育標準時間及び給食費上乘せ徴収(3,000円)を考慮し、保育短時間の約2/3で計上した。

※ 上乘せ徴収等を含め、今後も調整の必要がある。(保育部会)

子ども・子育て支援事業計画 (案)

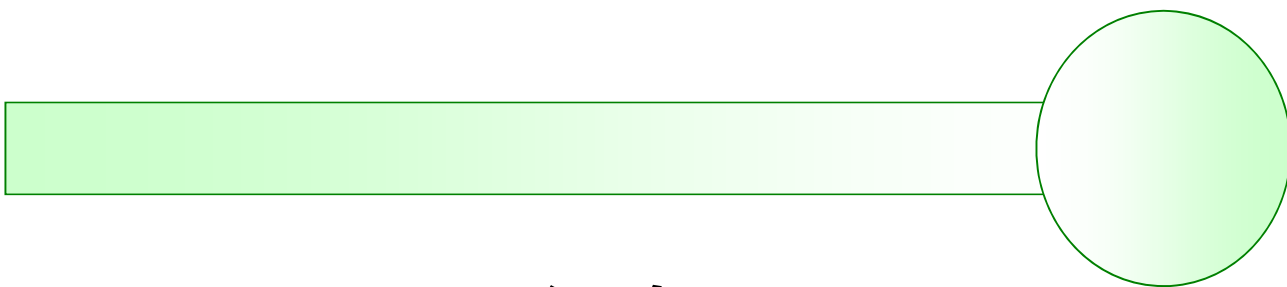
平成 27 年度～平成 31 年度

平成 26 年 11 月現在
鹿児島県 阿久根市

目次

第1部 総論	1
第1章 序論	1
第1節 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 次世代育成支援から子ども・子育て支援へ.....	2
3 子ども・子育て支援新制度の概要	3
4 計画の位置づけと関連計画との整合.....	4
5 計画の期間.....	5
6 計画の見直し	5
7 計画策定に向けた体制と取組.....	6
第1章 本市の子育て支援のあゆみ	7
第1節 次世代育成支援計画の評価.....	7
1 目標事業量設定事業の評価	7
2 子育て世帯調査による評価	8
第2節 本市の概況	15
1 人口に関する状況.....	15
2 母子保健に関する状況.....	22
3 教育・保育等のサービスの利用	23
4 児童福祉の状況	24
第2章 計画の将来像	25
第1節 計画の目指す姿.....	25
1 計画の目指す姿	25
第2節 計画の全体目標.....	27
1 子どもの育ちが保証された社会づくり	27
2 働きながら子育てができる環境づくり	28
3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備	29
第3節 基本構想と基本計画の枠組.....	30
1 基本構想の枠組	30
2 基本計画の枠組	31
3 子ども・子育て支援計画のイメージ.....	32

第2部 各論	35
第1章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進	35
第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像	35
第2節 教育・保育提供区域の設定	36
1 教育・保育の提供区域について	36
2 保育の必要性の認定について	37
第3節 子どものための教育・保育給付	38
1 施設型給付と地域型保育給付について	38
第4節 地域子ども・子育て支援事業	39
1 地域子ども・子育て支援事業の推進	39
第2章 次世代育成支援法に基づく事業の推進	44
第1節 阿久根に生まれてよかった	44
1 子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます	44
第2節 阿久根で育ってよかった	54
1 親子の心と体の健やかな成長を支えます	54
2 子どもの豊かな成長を支える学びや遊びの場をつくれます	58
第3節 いつか阿久根で子育てしたい	65
1 子育てしやすいまちづくりを推進します	65
2 子育て支援のつながり・輪をつくれます	69
第3章 目標事業量の設定	72
第4章 計画の推進体制	73
1 市町村等の責務	73
2 計画の推進に向けた役割	74
3 計画の推進に向けた3つの連携	76
第3部 資料編	79
1 要綱	81
2 委員名簿	81
3 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義	82



総論

第 1 部 総論

第 1 章 序論

第 1 節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

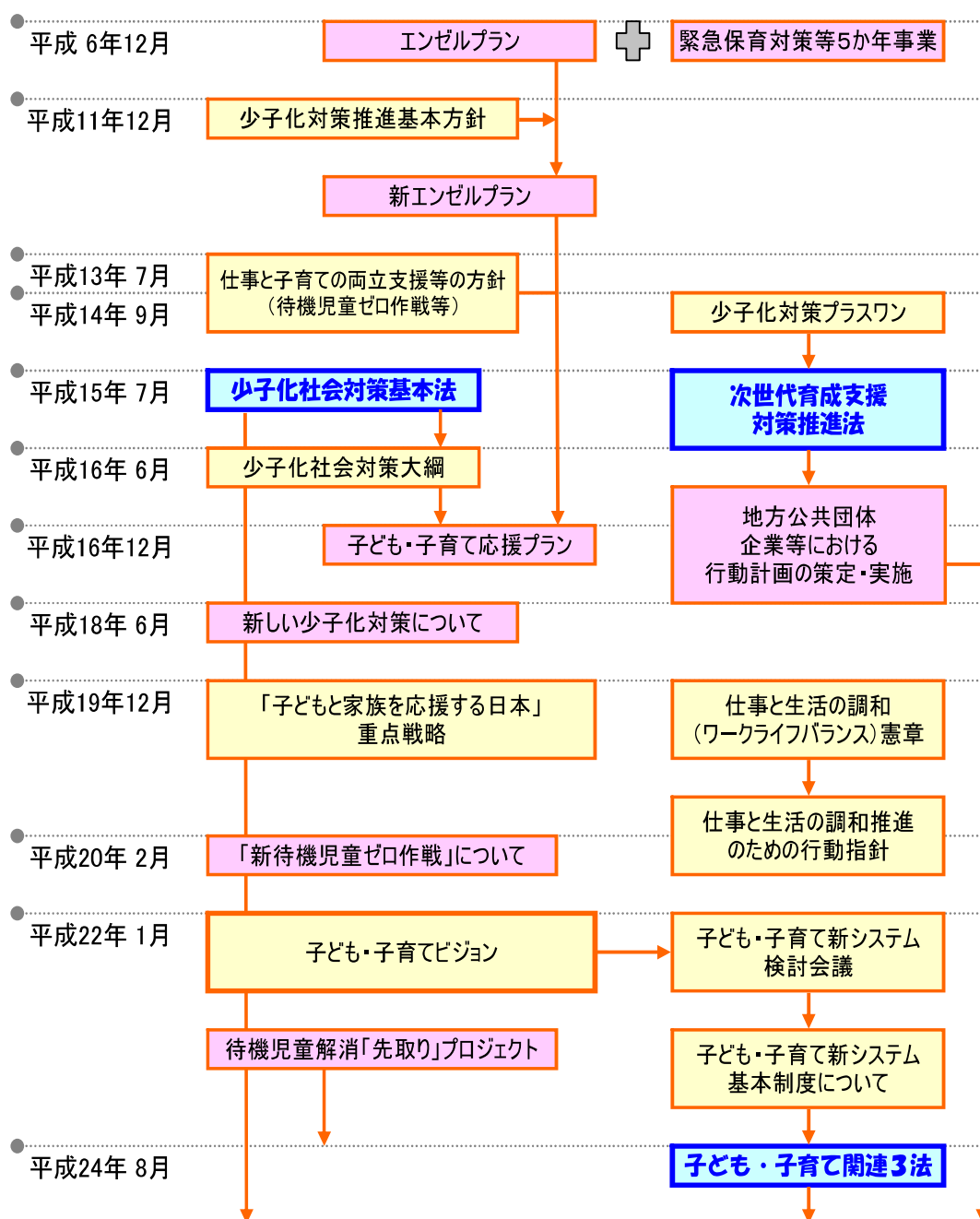
本市においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

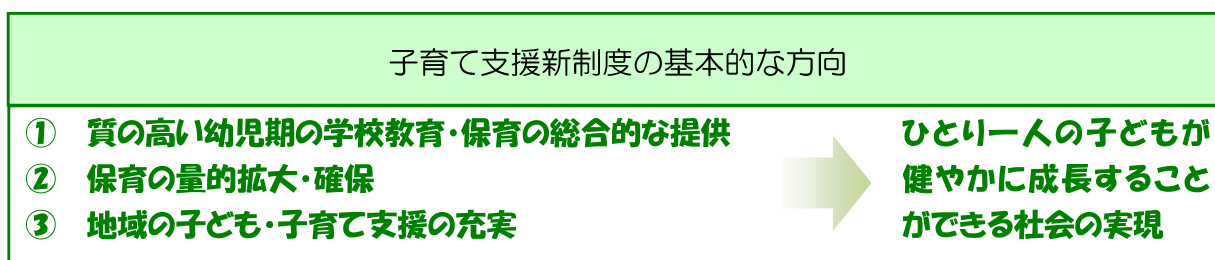
そのため、本計画は、子ども・子育て支援法により必須項目とされた記載すべき項目に加え、平成26年度末で計画期間が終了する「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として、本市の子育て支援の総合的な計画と位置づけ、子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。

2 次世代育成支援から子ども・子育て支援へ

平成 27 年度からの実施に向け作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。



3 子ども・子育て支援新制度の概要



(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指されています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続き簡素化することにより、施設の設定と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（子どもルーム）」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

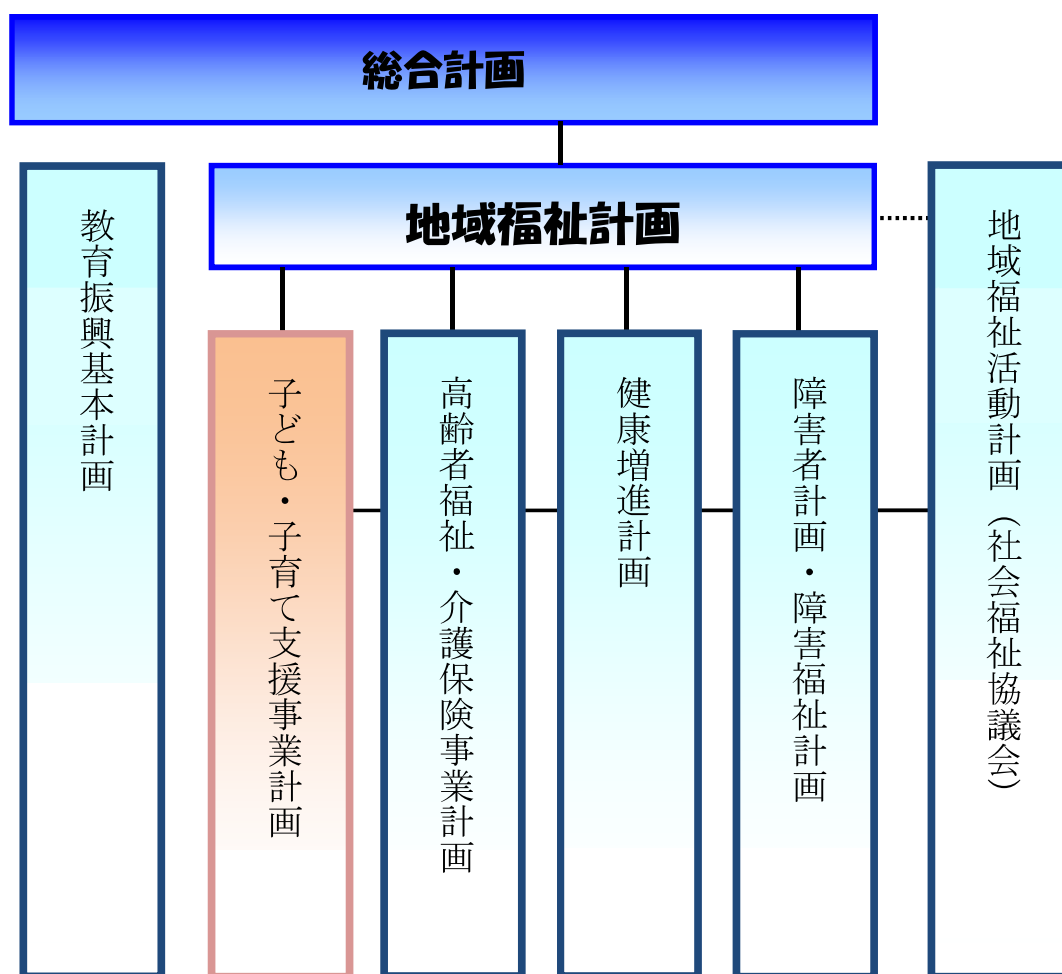
4 計画の位置づけと関連計画との整合

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、教育振興基本計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び地域福祉計画と整合を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法第 61 条

市町村は、基本指針に則して、5 年を 1 期とする教育・保育及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



5 計画の期間

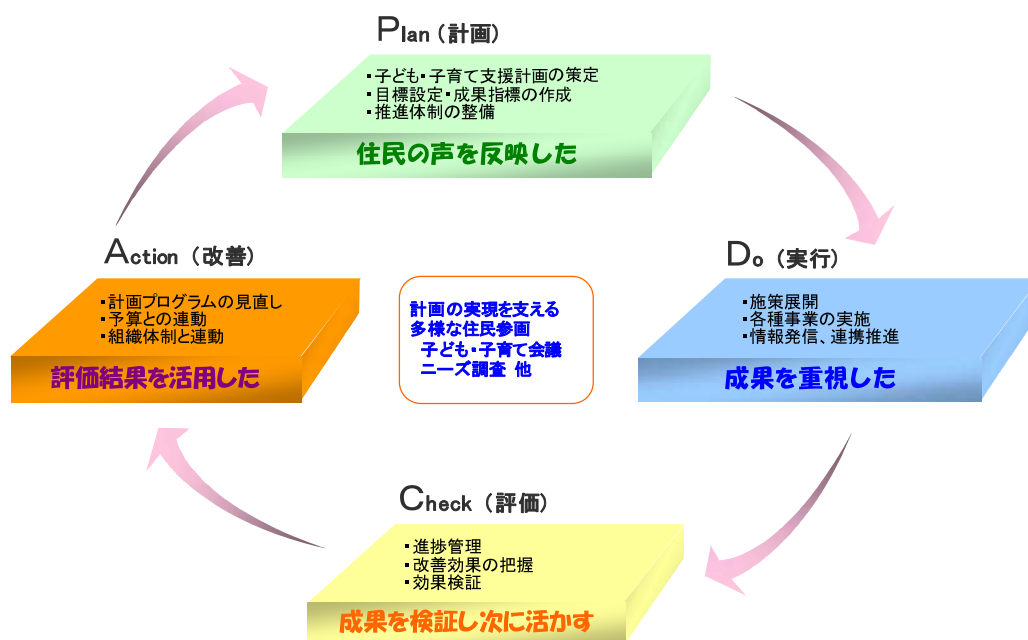
計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、中間年度である平成31年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
子ども・子育て 支援計画	策定												
	見直し												
次世代育成支援 行動計画													
	見直し												

6 計画の見直し

計画の見直しに際しては「PDCAサイクル」の考え方を導入し、市民と本市が協働で子育て支援を実現するため、多様な市民参画の機会を取り入れたサイクルが実現できることを目指します。



7 計画策定に向けた体制と取組

(1) 各種会議等の位置づけ

「子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 77 条第 1 項に基づき、市町村の合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」として設置しています。

また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例により設置する本市の附属機関です。

(2) 計画策定に向けた主な取組

本計画策定に向けた主な取組を時系列で表すと以下の通りとなります。

平成 25 年度	
平成 25 年 10 月	第 1 回子ども・子育て会議
平成 25 年 12 月	第 2 回子ども・子育て会議
平成 26 年 1 月	第 1 回子ども・子育て会議保育部会
平成 26 年 2 月	第 2 回子ども・子育て会議保育部会
平成 26 年 3 月	第 3 回子ども・子育て会議

平成 26 年度	
平成 26 年 4 月	第 3 回子ども・子育て会議保育部会（26 年度第 1 回）
平成 26 年 7 月	第 4 回子ども・子育て会議（26 年度第 1 回）
平成 26 年 10 月	第 4 回子ども・子育て会議保育部会（26 年度第 2 回）
平成 26 年 11 月	第 5 回子ども・子育て会議（26 年度第 2 回）

第1章 本市の子育て支援のあゆみ

第1節 次世代育成支援計画の評価

1 目標事業量設定事業の評価

本市は、次世代育成支援行動計画を策定し、平成17年度から平成26年までの10年間で、子育て支援に関する様々な取組を、総合的かつ計画的に展開してきました。

本評価の目的は、策定時及び中間評価時に設定された目標について、目標の達成状況を客観的な数値指標で評価し、本市の課題を明らかにすることで、今後の対策に反映させることとなります。

特定12事業の実施状況について

項目		目標 平成26年度	実績 平成25年度
1	通常保育事業	8 か所 509 人	7 か所 494 人
2	延長保育事業	7 か所	7 か所
3	夜間保育事業	0 か所	0 か所
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0 か所	0 か所
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0 か所	0 か所
6	一時預かり事業	6 か所 2,700 人	5 か所 2,642 人
7	特定保育事業	0 か所	0 か所
8	休日保育事業	2 か所	1 か所
9	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	0 か所	0 か所
10	放課後児童健全育成事業	8 か所 289 人	8 か所 292 人
11	地域子育て支援センター事業	2 か所	2 か所
12	ファミリー・サポート・センター事業	0 か所	0 か所

2 子育て世帯調査による評価

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

調査の概要

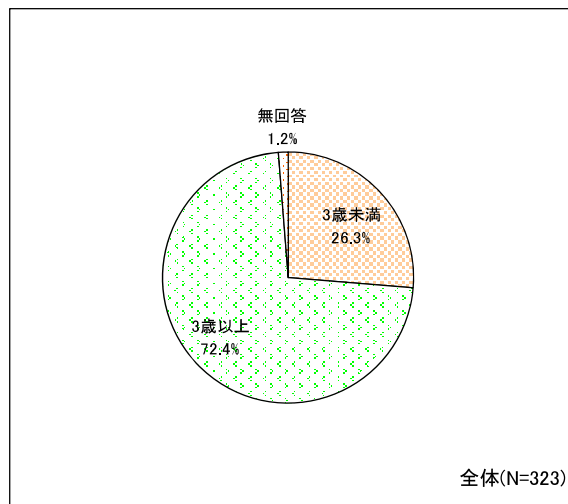
		概要	
		就学前児童	就学児童
1	目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする	
2	配布方法	幼稚園・保育園を通じた配布または郵送による配布	学校を通じた配布回収
3	回収方法	幼稚園・保育園を通じた回収または郵送による回収	学校を通じた回収または郵送による回収
4	抽出方法	未子を対象として、全数調査	放課後児童クラブを利用している世帯全数調査
5	配布数	幼稚園・保育園 534 件 郵送 129 件 合計 663 件	児童クラブ 246 件
6	有効回答数	323 件	133 件
7	有効回答率	48.7%	54.1%

調査結果利用上の注意

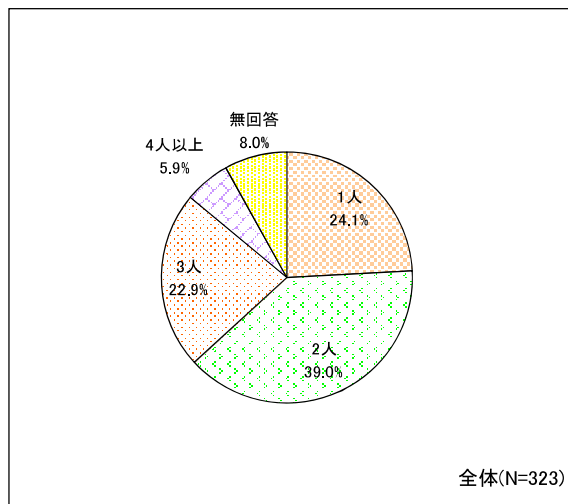
- 回答率は百分比の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。
- 数表、図表中の空欄は、該当する選択肢の回答がないことを示す。
- 数表、図表は、スペースの都合上、文言を省略している場合がある。

(1) 調査回答者の属性

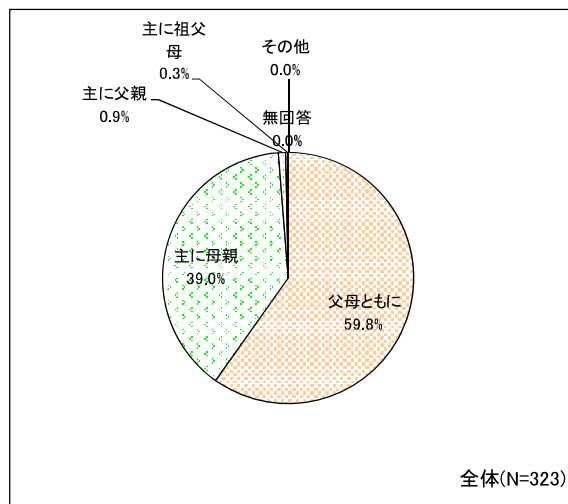
子どもの年齢



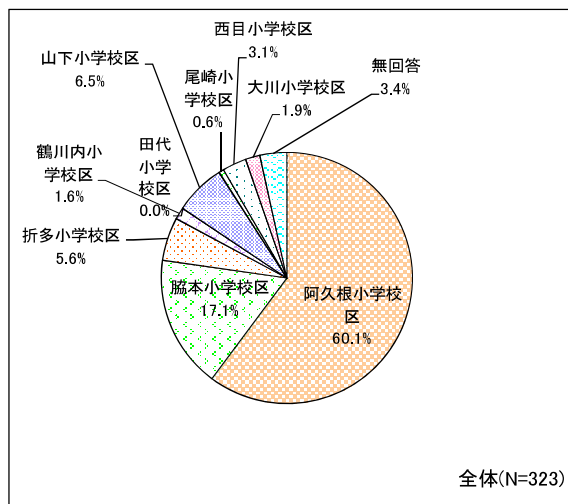
子どもの人数



主となって子育てを行っている人



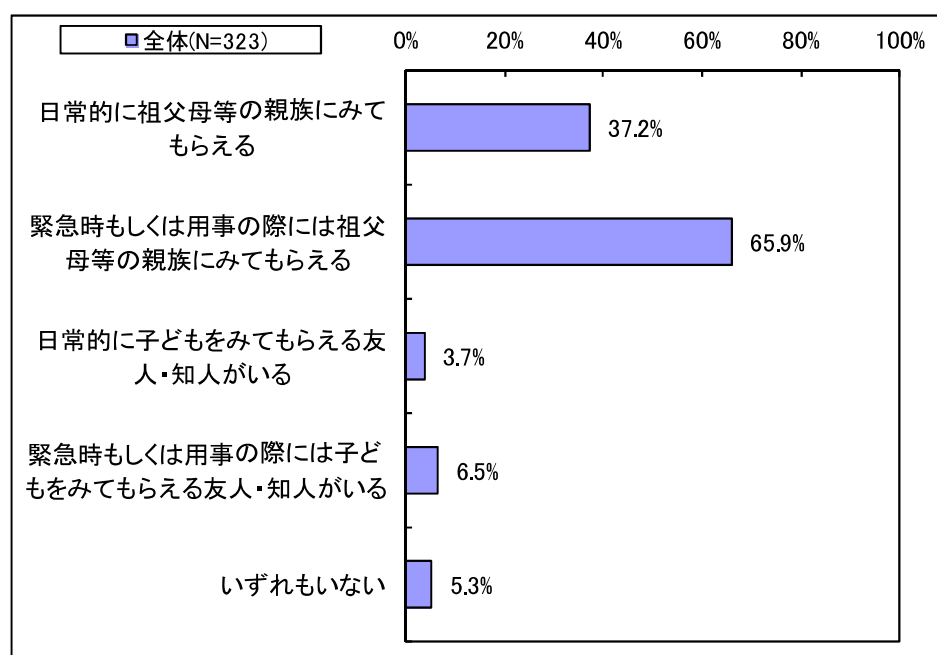
居住地区（小学校区）



(2) 子どもを預けることができる環境について

子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無や、その場合の保護者側の心理面についてみると、まず、みてもらえる親族・知人等の有無やその状況については次の通りである。

まず、祖父母等の親族については、「緊急時や用事の際に（65.9%）」、「日常的に（37.2%）」となっている。一方、友人・知人となると割合は大きく下がっている。



また、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、半数の方が「身体的・精神的な負担を感じることなく、安心して子どもをみてもらえる（51.6%）」とした一方、「自分たちの親の立場として、負担をかけていることが心苦しい（28.6%）」や「時間的な制約や精神的な負担が心配（23.7%）」、「身体的な負担が心配（17.1%）」などとなっており、親としての責任を感じながら、祖父母等の助力を得ている様子がうかがえる。

本計画では、子育て世帯が地域の見守りの輪の中で安心感を持って子育てを行っていけることを目指していることから、今後これらの地域活動団体や行政関係が子育て世帯にとって、気軽に相談できる相手となるような雰囲気をつくることが重要となる。

(3) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

定期的な教育・保育の利用状況は、利用していると回答した方が、82.7%となっており、おおむね8割の方が、定期的な教育・保育を利用している。

このことは、就労している母親の割合 70.1%より高くなっており、利用理由としてあがっていた就労以外の理由（「子どもの教育や発達」、「家族等の介護」、「保護者の病気や障害」）などといった子育て世帯の抱える背景等の受け皿となり得ていることを示す結果となった。

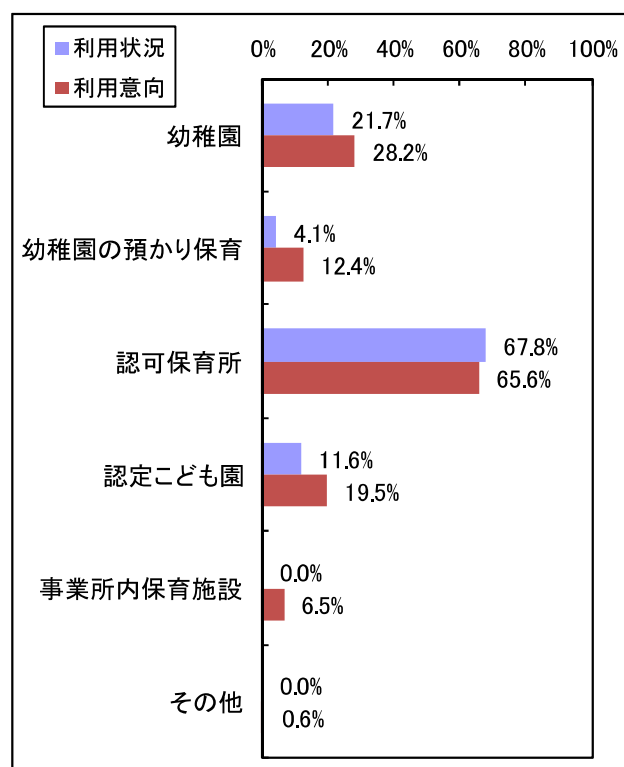
なお、子どもの年齢別にみると、3才未満児ではおよそ半数程度の利用にとどまり、世帯類型別にみると、専業主婦では6割程度の利用率となっている。

	全体	年齢別			世帯類型別					
		3歳未満	3歳以上	無回答	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦	その他	無回答
サンプル数	323 100.0%	85 100.0%	234 100.0%	4 100.0%	29 100.0%	114 100.0%	72 100.0%	76 100.0%	2 100.0%	30 100.0%
利用している	267 82.7%	47 55.3%	218 93.2%	2 50.0%	23 79.3%	103 90.4%	67 93.1%	47 61.8%	1 50.0%	26 86.7%
利用していない	55 17.0%	37 43.5%	16 6.8%	2 50.0%	6 20.7%	10 8.8%	5 6.9%	29 38.2%	1 50.0%	4 13.3%
無回答	1 0.3%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

現在、利用している事業と今後利用したい事業については、幼稚園の預かり保育や認定子ども園への利用意向が現状よりも高くなっている。

これらの利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえる。

今後は、これらの潜在的なニーズについて、国がより詳細な算出方法（量の見込み方）を示すこととなっていることから、その算出方法を基にした「子育て世帯のニーズ量」を把握し、事業の供給体制を検討する必要がある。



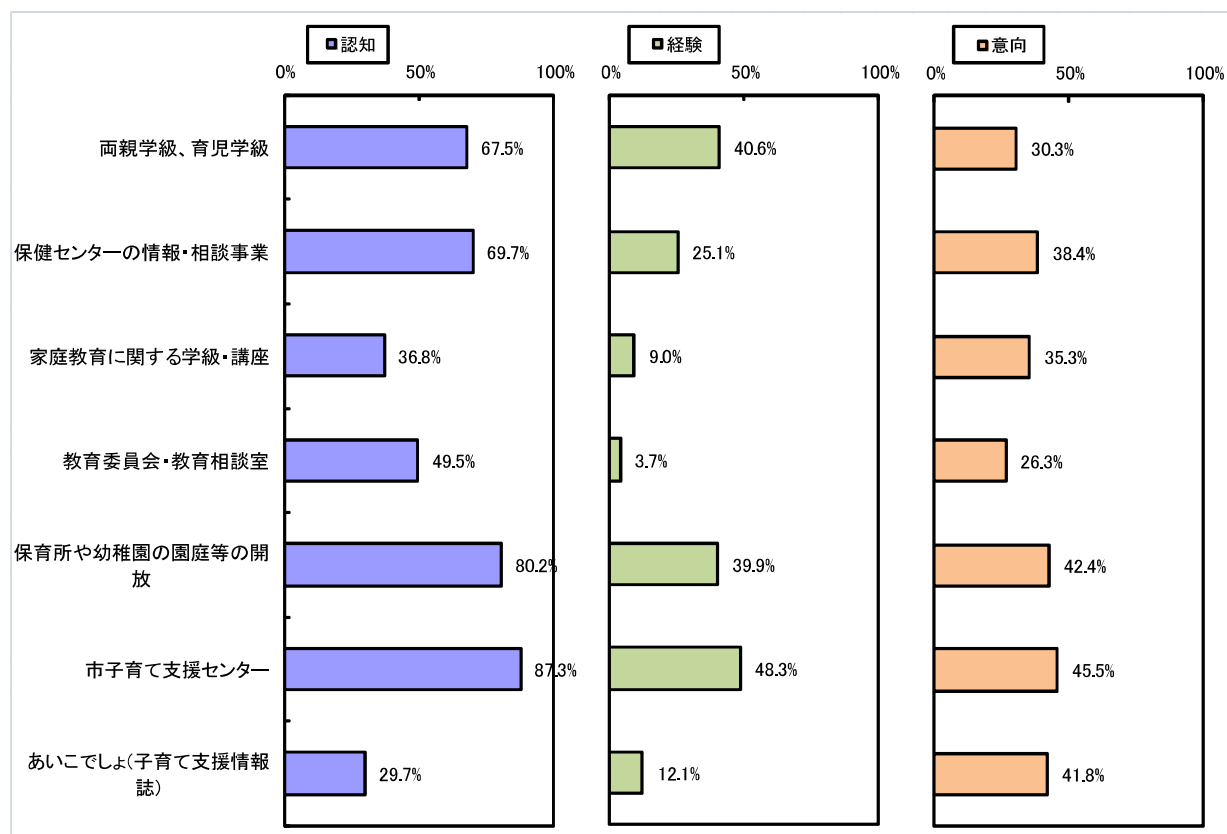
(4) 行政が実施している主な事業の周知と利用状況および利用意向

行政が実施している主な事業の認知については、「市子育て支援センター(87.3%)」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放(80.2%)」、「保健センターの情報・相談事業(69.7%)」、「両親学級、育児学級(67.5%)」などの順となっている。

経験でみると、その順位に大きな違いはない。

意向でみると、認知・経験では上位に上がってこなかった「あいこでしょ(子育て支援情報誌)(41.8%)」が2番目になっている。

このことから、子育て世帯へより多くの情報を発信し、利用意向を満たしていくような取組みとして、子育て世帯への情報発信手段となる「あいこでしょ(子育て支援情報誌)」などを通じた、最新の情報を定期的に発信していくことが求められていると考えられる。



（５）学童保育の実態調査概要について

利用している学年は、小学１～３年生までで全体の７割以上を占めており、家族構成は、２世代世帯（親子）が 77.4%、ひとり親家庭が 18.0%となっている。

保護者の帰宅時間は、17：00～18：00 に集中しているが、19：00 以降という回答も 11.3%存在するなど、学童保育の終了時間とマッチしていない世帯も一部に見受けられる。また、おおむね半数が、就労のため土曜日を含めた利用となっている。

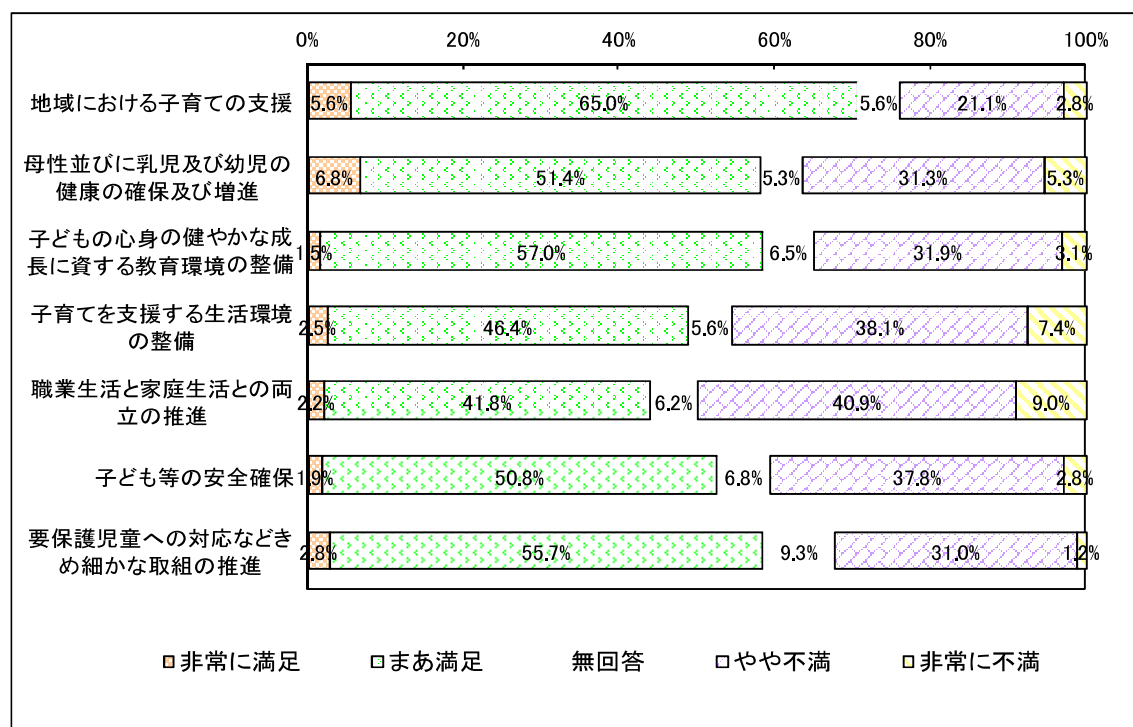
長期休暇中や土曜日の利用開始時間については、現在の利用は 8：00～8：30 に集中しているが、今後の利用意向は、7：30～8：00 に集中していることから、現状よりも早い時間からの開所を求めている様子がうかがえる。

一方、終了時間については、現状の利用と意向の時間はほぼマッチしている様子がうかがえる。

なお、利用者ニーズの高まりに対応した、学童保育の開設時間の延長については、保護者の迎えが間に合わない場合に、一人で帰宅しなければならなくなる児童の安全確保や、開設時間の延長に対応できる体制（指導員確保）などの問題があることなどから慎重な議論が必要となる。

（６）次世代育成支援計画の評価

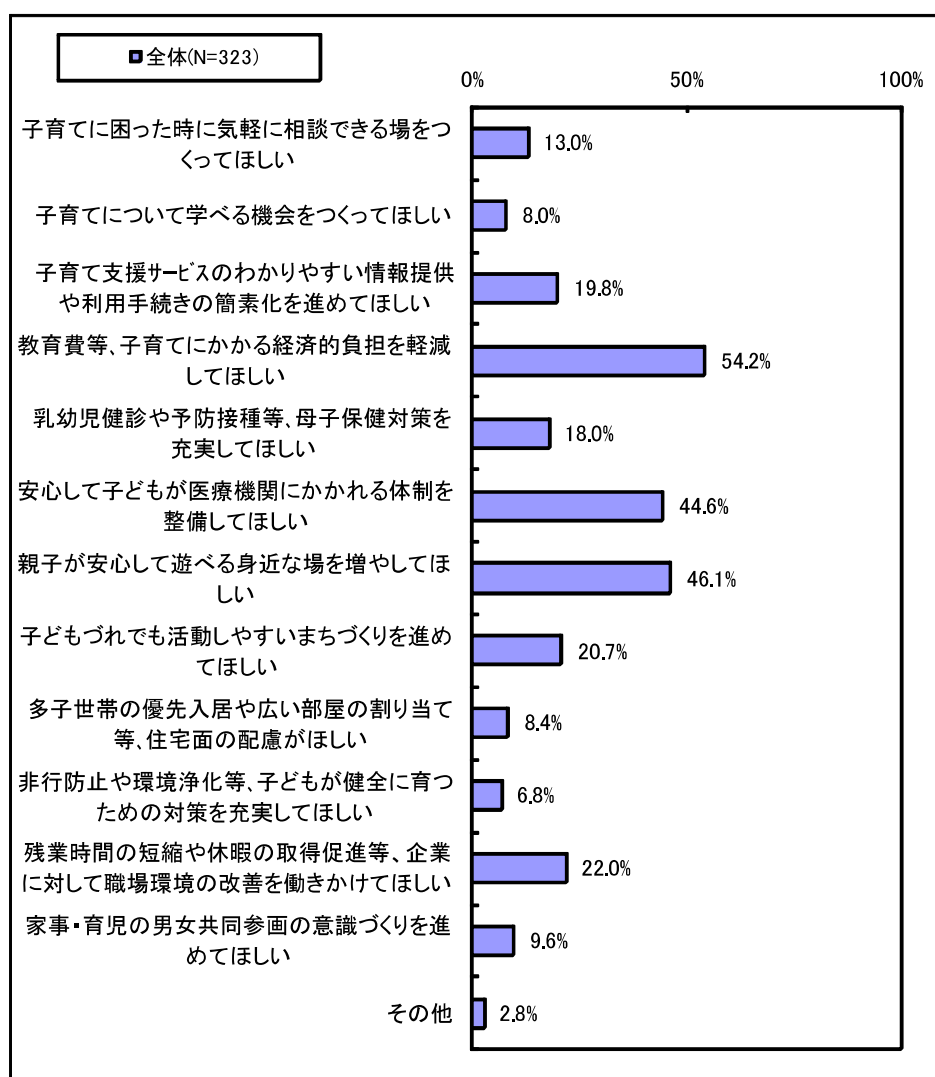
現行計画である次世代育成支援計画の評価として、施策についての満足度を聞いたところ、以下のとおりとなった。



満足度の高かったものは、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び用事の健康の確保及び増進、子ども心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進などとなっている。

一方、やや不満と非常に不満が多かったものは、職業生活と家庭成果との両立の推進となっている。

また、市に対して今後特に充実を期待する子育て支援としては、経済的な負担の軽減、安心して遊べる場の確保、医療体制の確保などが上位となっており、満足度とあわせて、これから策定する子育て支援計画において重点課題として検討する必要があるといえる。



第2節 本市の概況

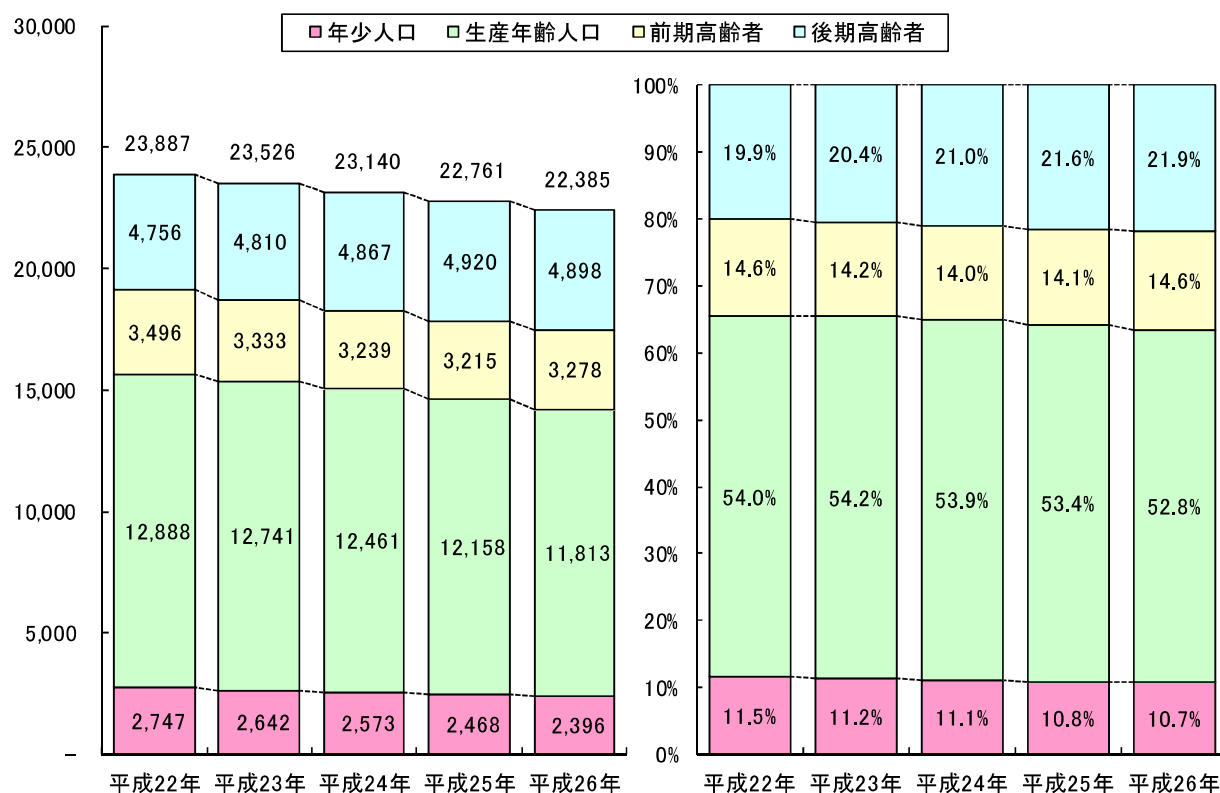
1 人口に関する状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成22年に23,887から平成26年には22,385人となり、1,502人の減少となっています。3年齢区分別の人口比率で見ると、年少人口・生産年齢人口ともに減少し、高齢化率が増加しています。

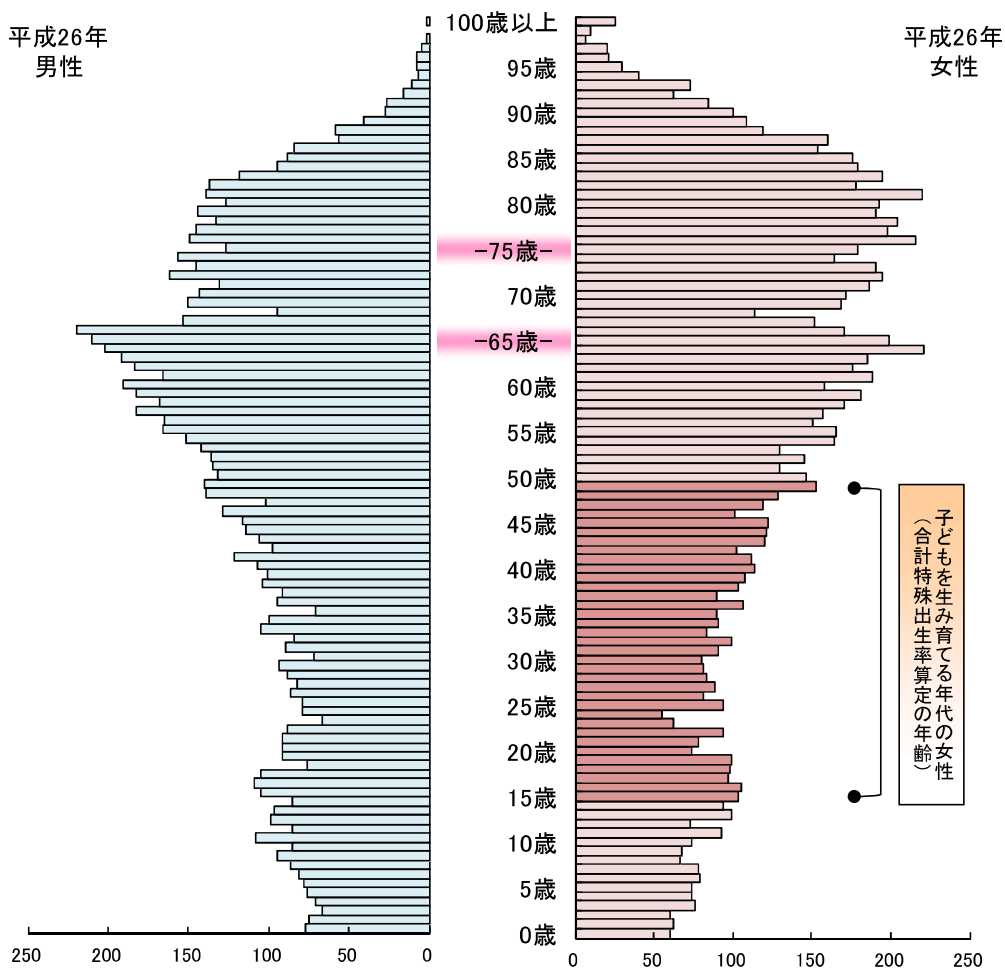
また、平成26年の人口ピラミッドを見ると、20歳前後の主に高校卒業者を中心とした若年層の市外・県外への人口流出の様子が伺えます。同時に、子どもを生み育てる年代といわれる15-49歳の女性の人口は、団塊Jr世代（1970-74年生まれ）に人口の偏がありますが、それ以下の年齢の人口が減少しており人口の流出を示しています。

住民基本台帳人口の推移



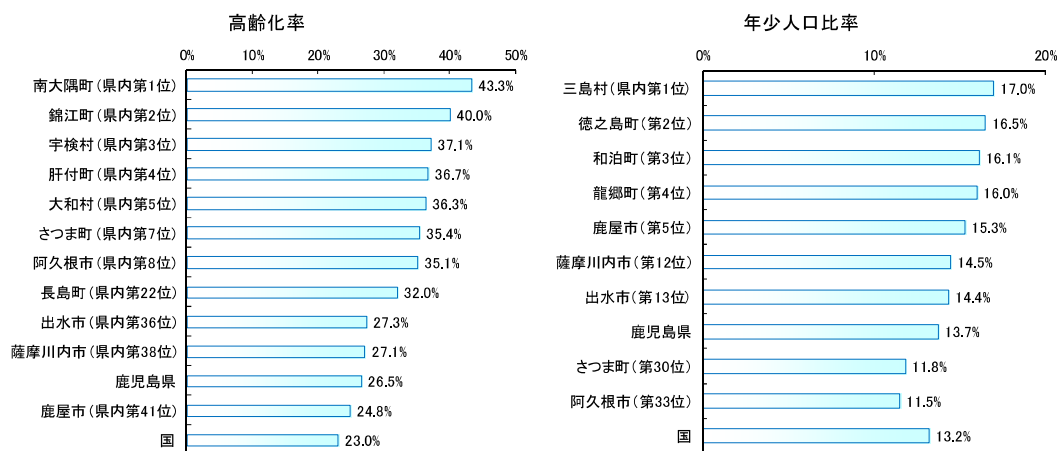
資料：住民基本台帳（各年3月末）

住民基本台帳（平成 26 年 3 月）の状況



資料：平成 26 年 3 月末住民基本台帳

(参考) 高齢化率と年少人口比率の比較（県内上位及び近隣市町村の比較）



資料：国勢調査

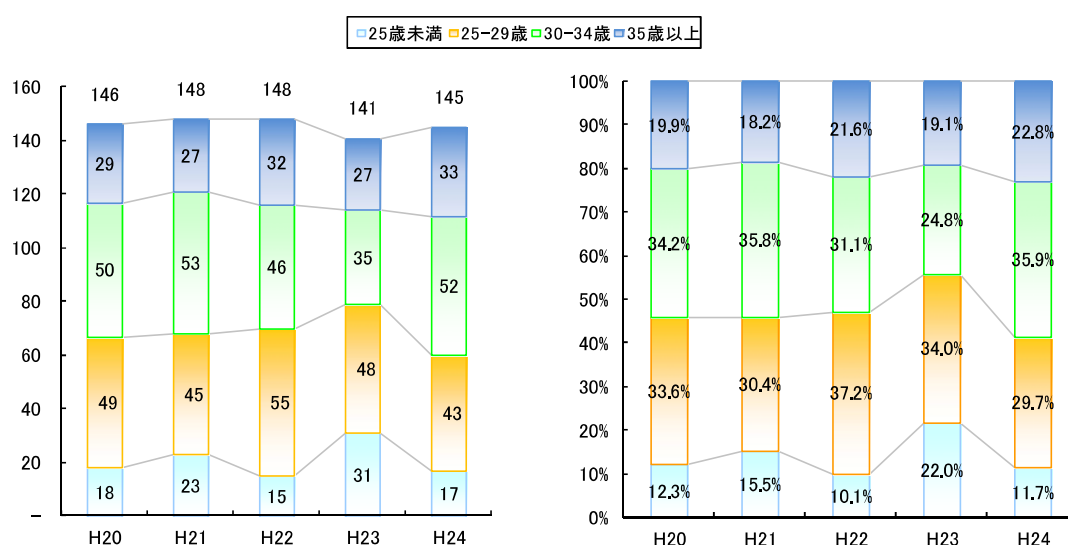
(2) 出生数の状況

出生数は、平成 20 年以降 145 人程度で推移しています。

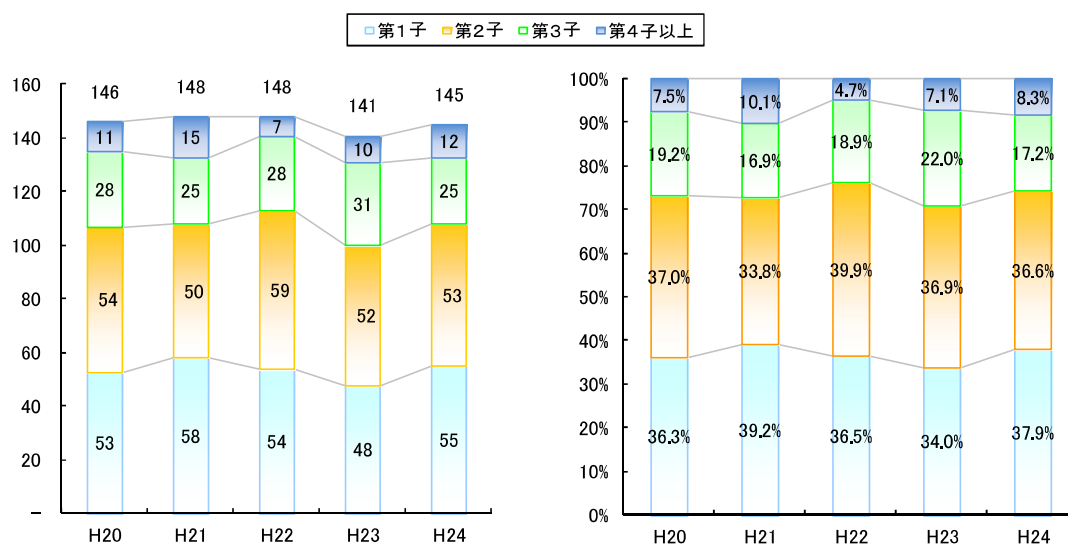
出生数と母親年齢の関係を、母親の年齢別に平成 20 年対平成 24 年でみると、30-34 歳の割合は 1.7 ポイント、35 歳以上の割合は 2.9 ポイント上昇し、29 歳以下の割合は 4.5 ポイント減少しており、晩産化の傾向があります。

一方、出生数と出生順位の関係を、平成 20 年対平成 24 年でみると、第 1 子の割合が増加し、第 2 子・第 3 子の割合が減少しています。

出生数と母親年齢



出生数と出生順位



資料：人口動態統計

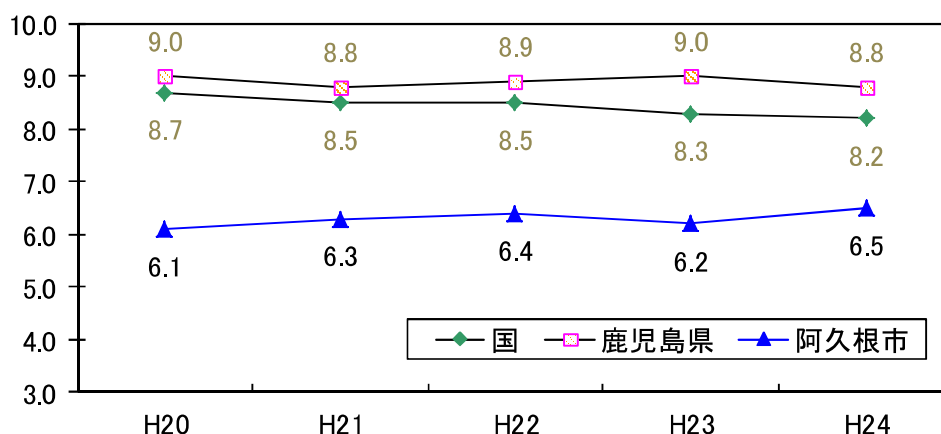
(3) 出生率と合計特殊出生率について

出生数の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した出生率は、いずれも国・県よりも2ポイント程度低く推移しています。

一方、合計特殊出生率では、国よりも高く、県よりも低く推移しています。合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

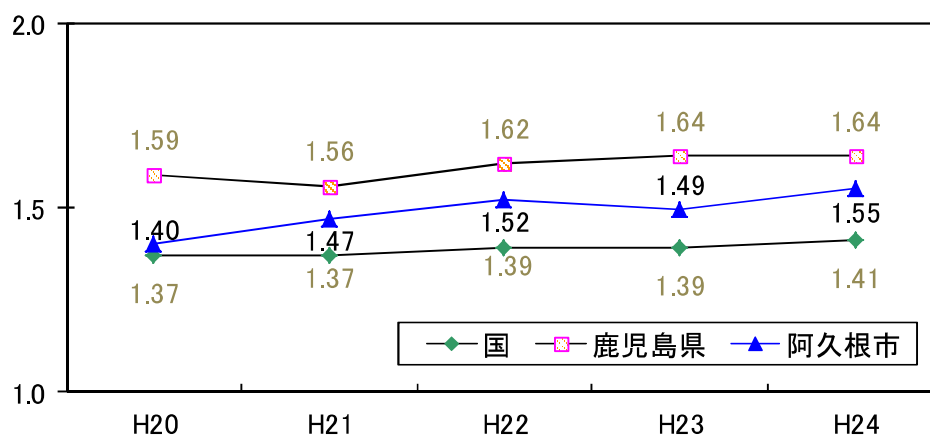
近年は、晩婚化・晩産化が進行していることや、各世代の結婚や出産の行動に違いはありますが、上昇する傾向にあるといわれています。

出生率



資料：人口動態統計

合計特殊出生率



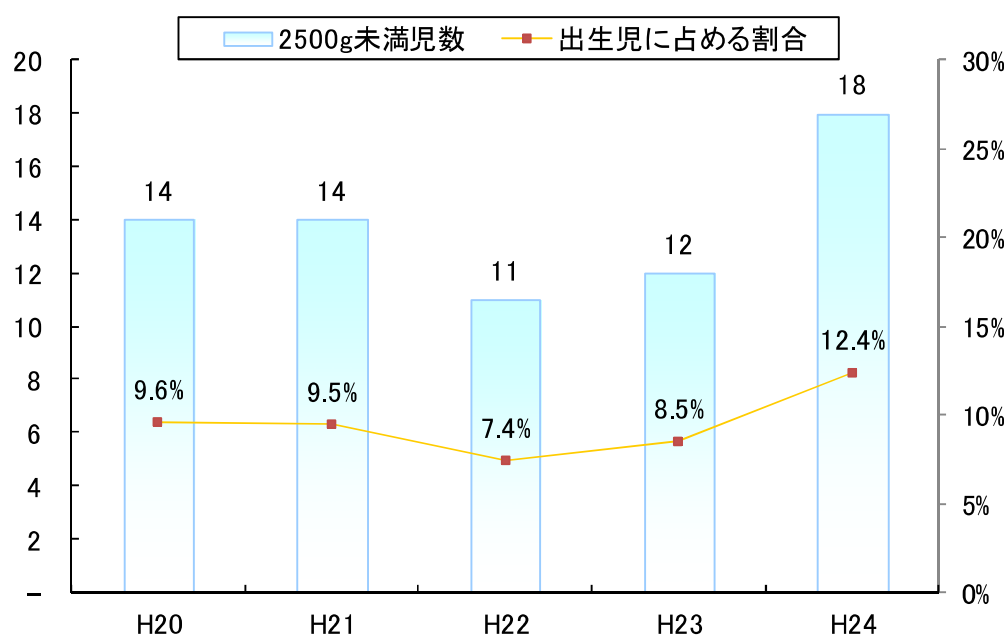
資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

(4) 出生における低体重児の状況

低体重児とは、出生体重が 2500g 未満の赤ちゃんのことで、低体重児は体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）など生活習慣の影響を受けることや、妊婦の歯周疾患の影響を受けることで、増加傾向にあるとされています。

全出生数における低体重児(2500g 未満)の出生の状況は、平成 20 年に 14 人(9.6%)となっていました。平成 24 年は 18 人(12.4%)となっており、4 人(2.8%)増加しています。

低体重児（2500g 未満）の出生数と全出生に占める割合



資料：人口動態統計

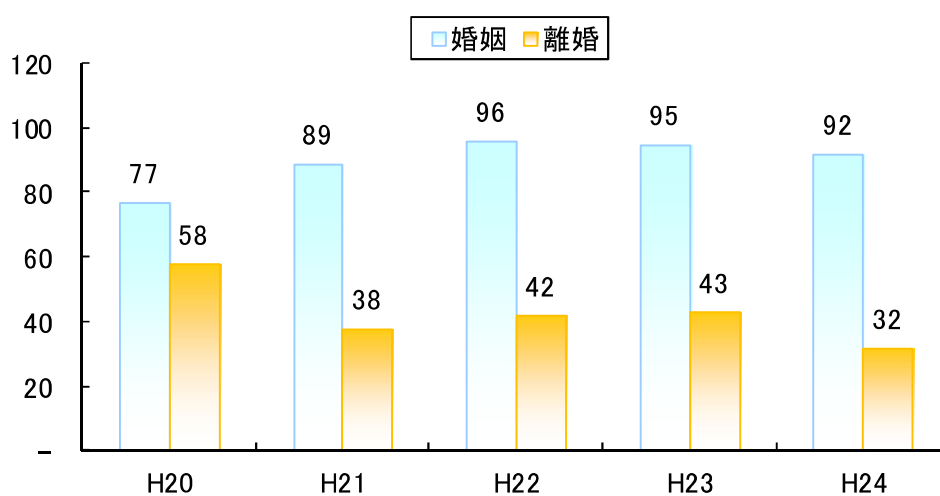
(5) 本市の婚姻・離婚に関する状況

婚姻・離婚の状況については、婚姻件数は平成 21 年以降、90 件程度で推移しています。

一方、離婚件数は、平成 20 年対平成 24 年で比べると 26 件減少しています。

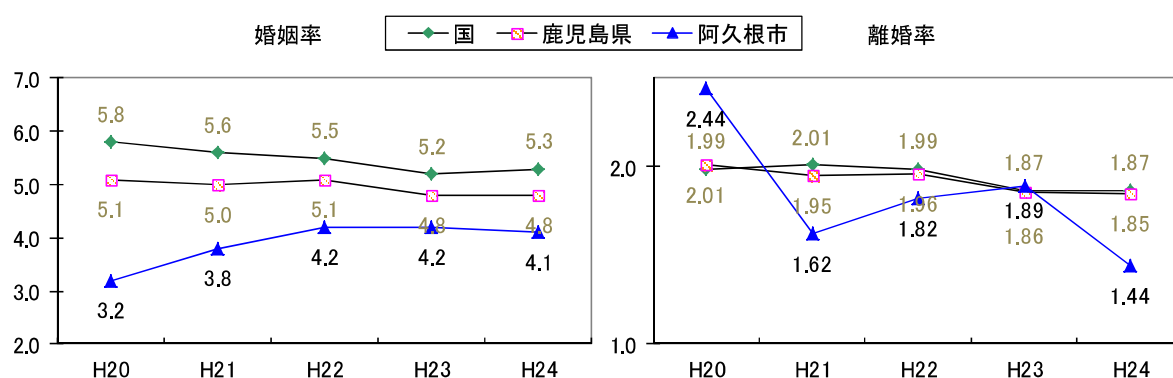
婚姻・離婚の状況を人口千人当たりで換算して、国・県と比較した婚姻率・離婚率は、婚姻率は国・県よりも低く推移しています。また、離婚率は、平成 20 年対平成 24 年で比べると 1 ポイント減少しています。

婚姻・離婚の件数



資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較



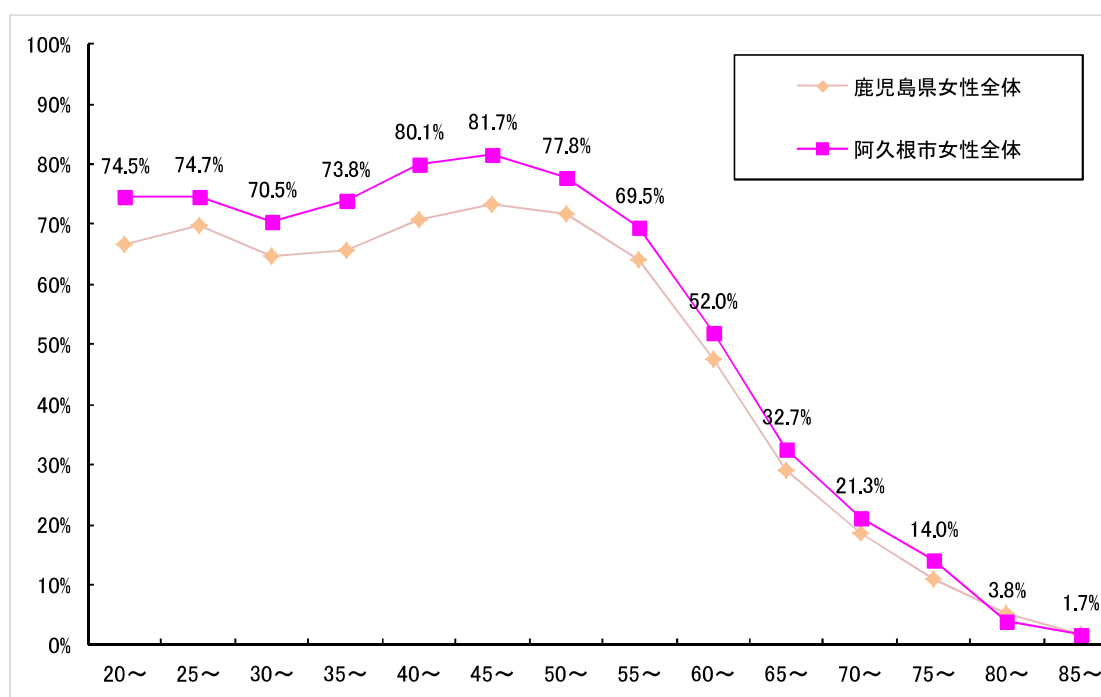
資料：人口動態統計

(6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30-34歳に大きくばみ（一時的な就労率の低下）があり、その後40～50歳にかけて就労率が持ち直している、「M字カーブ」を描いています。

また、県平均と比較してみると、ほぼすべての年代で就労率が高くなっています。

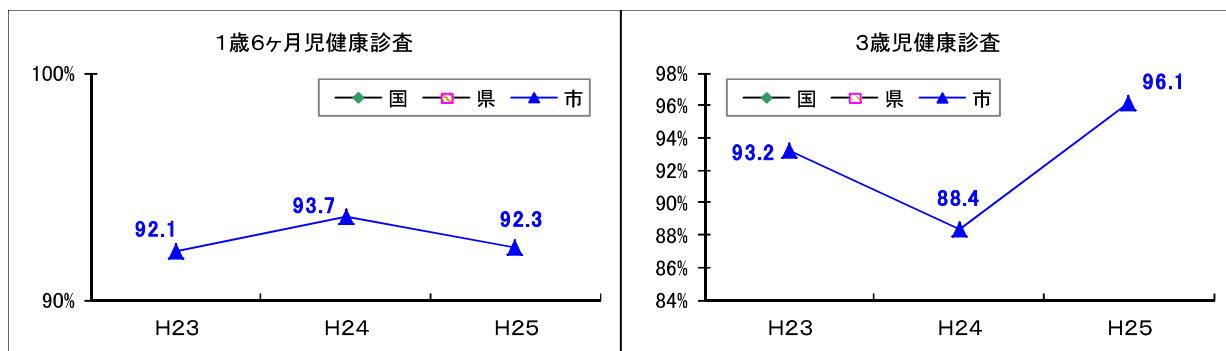


資料：国勢調査

2 母子保健に関する状況

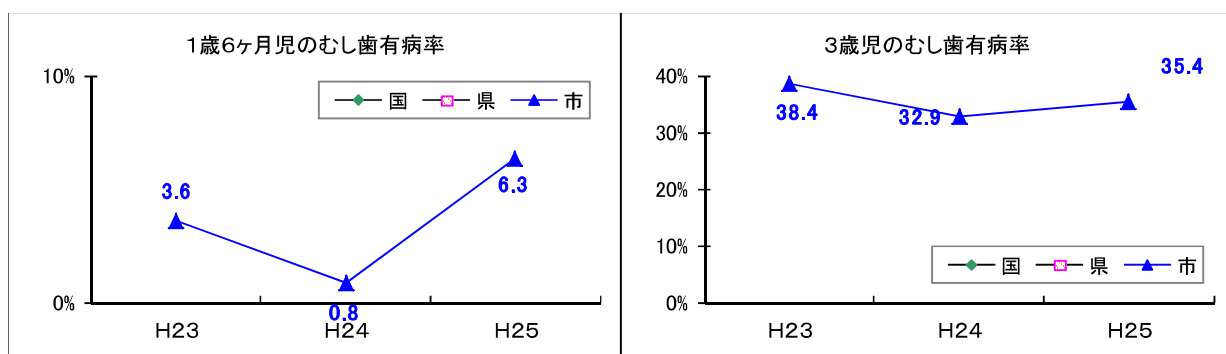
(1) 母子保健事業の状況

母子保健事業の健診の受診状況は、平成 25 年度の 1 歳 6 か月児健康診査で 92.3%、3 歳児健康診査で 96.1%となっています。



(2) 歯科検診の状況

歯科検診において、むし歯有病者の割合は、平成 25 年度の 1 歳 6 か月で 6.3%、3 歳児で 35.4%となっています。



3 教育・保育等のサービスの利用

(1) 教育・保育等の利用状況

				実績		
			単位	H23	H24	H25
1	幼稚園					
		施設数	箇所	2	2	2
		定員	人	190	190	190
		利用者数	人	142	142	146
		定員に対する充足率	%	74.74	74.74	76.84
2	保育所					
		施設数	箇所	7	7	7
		定員	人	525	500	500
		利用者数	人	544	526	535
		定員に対する充足率	%	103.62	105.20	107.00

(2) 放課後児童クラブの利用状況

				実績		
			単位	H23	H24	H25
1	放課後児童クラブ					
		実施箇所数	箇所	7	8	8
		登録者数	人	266	294	309
		延べ利用人数	人	42,253	44,357	44,269

4 児童福祉の状況

(1) 母子家庭・父子家庭の状況

本市の母子家庭・父子家庭の状況は、母子家庭が 824 世帯（8.4%）、父子家庭が 135 世帯（1.4%）となっており、母子家庭・父子家庭ともに、国・県の割合より高くなっています。

		一般世帯	父子世帯	母子世帯
国	世帯数	51,842,307	664,416	3,858,529
	割合	—	1.3%	7.4%
鹿児島県	世帯数	727,273	9,633	59,795
	割合	—	1.3%	8.2%
阿久根市	世帯数	9,803	135	824
	割合	—	1.4%	8.4%

資料：平成 22 年国勢調査

(2) 家庭児童相談室の状況

母子の健やかな成長に資する相談、家庭生活・児童虐待等の相談・対応の状況については、近年増加する傾向にあります。

			実績		
		単位	H23	H24	H25
1	相談の種別				
	性格・生活習慣等	件数	4	23	130
	知能言語	件数	0	3	8
	学校生活	件数	29	74	80
	非行	件数	0	1	3
	家族関係	件数	209	567	1028
	虐待通報件数	件数	0	2	15
	虐待認定件数	件数	0	2	15
	障害	件数	32	53	61
	環境福祉	件数	0	10	53
	その他	件数	635	529	474

第2章 計画の将来像

第1節 計画の目指す姿

1 計画の目指す姿

本計画は、「阿久根市総合計画」のまちのあるべき姿である「自然と人が共生するまち」の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、総合計画では、市民が、「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へというまちづくりの共通の考え方に基づいたまちづくりを行っています。そのため、本計画においては、「阿久根市に生まれてよかった」と感じ、「阿久根市で育ってよかった」、そして、「いつか阿久根市で子育てをしたい」と思ってもらえるような、子育て支援のまちづくりを目指します。

阿久根市総合計画 あるべきまちの姿
自然と人が共生するまち

阿久根市総合計画 理念
「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へ

**未来を担う子どもたちと
夢と喜びを共有し ともに歩むまち 阿久根**

**未来を担う子どもたちと
夢と喜びを分かち合えるつながりのあるまち**

未来を担う子どもたちが輝き 笑顔があふれる 阿久根

未来を担う子どもたちの笑顔が輝くまち 阿久根

**生まれ育ったこのまちで いつか子育てをしたいと
実感できるまち 阿久根**

また、目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標を持って計画を策定します。

全体目標

- (1) 子どもの育ちが保証された社会づくり**
- (2) 働きながら子育てができる環境づくり**
- (3) すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備**

第2節 計画の全体目標

1 子どもの育ちが保証された社会づくり

子育ての目的は、「子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進することにあります。」

この書き出しで始まる本市次世代育成支援計画の基本理念には、子どもが、支援してくれる人たちに感謝し、将来に向かって一步步確実に前に進む中で、やがて、社会の一員であることを自覚していくことで自立することがうたわれています。

子どもを取り巻く全国的な環境は、少子化・核家族化など急速な変化をしており、その課題は山積している状態です。これは、本市においても同様であり、子どもの育ちを保証する環境づくりが重要な課題となっています。

子どもの育つ場は、最も身近な家族・家庭が中心となり、地域、学校等と少しずつその成長に応じて広がっていきます。その広がりの中で、子どもが伸び伸びと育ち、自分らしさや可能性を最大限に発揮しながら、いずれ社会の中で果たすこととなる役割や意義を見つけ出すことができるよう、社会全体で子どもを支える環境づくりを進めなければなりません。

その中でも、学童期の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごすことから、学校は家庭と並ぶ、子どもの育ちの重要な場所となっています。本市では、子どもの自立性・社会性を育むために、福祉と教育の関係機関が十分に連携を図りながら、施策を進めていくことが求められています。

2 働きながら子育てができる環境づくり

本市においては、次世代育成支援計画策定以前から出生数が減少傾向を示していたことや、国・県と比較して婚姻率が低いこと、さらには、子どもを生み育てる年代の女性の就労率がM字カーブを描いていることなど、子育てに係る環境はさまざまな課題を抱えています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生に影響を及ぼしているのは、「子育てしながら就業できる見通し」や「ワーク・ライフ・バランスの確保」となっており、今後出産には、母親の育児不安の及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとしています。

また、男女共同参画の視点からは、子育てと仕事の両立はもとより、家事、趣味や生活などすべてが父親と母親を中心とした役割分担によって行われていくことが求められています。同時に、事業所側の理解も重要であり、働く人の立場に立った多様な働き方が選択できる仕組みとその実現が求められています。

一方、近年多様化してきた保育ニーズに対応できる体制整備も必要となっています。

アンケートにおいても、延長保育、休日保育、病児病後児保育、学童保育など、保護者の働き方に応じた多様なサービスに対する潜在的なニーズが存在することがわかってきています。また、本市子育て会議の議論では、国が目指している「量の確保」ではなく、「質の向上」に向けた取り組みを強化していくことが重要であるとされています。

つまり、働きながら子育てができる環境づくりには、短期的な視点に立った「保育サービスの提供体制の整備」と、長期的な視点に立った「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した社会づくりが求められています。

3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

本市が目指す「安心して生み育てられる環境づくり」には、「すべての子育て家庭」の不安や負担感が軽減される仕組みづくりが求められています。

しかし、アンケートから、身近な人の子育てに対する協力体制は、祖父母等の親族については、「緊急時や用事の際に（６割）」、「日常的に（３割）」となっていますが、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、半数の方が「身体的・精神的な負担を感じることなく、安心して子どもをみてもらえる」とした一方、「自分たちの親の立場として、負担をかけていることが心苦しい（３割）」や「時間的な制約や精神的な負担が心配（２割）」、「身体的な負担が心配（２割）」などとなっており、親としての責任を感じながら祖父母等の助力を得ている様子が見えてくる。

不安や負担感の軽減や解消のためには、まずは、身近に何でも話すことができる見守りの輪があることを保護者に感じてもらうことで子育て家庭の孤立を未然に防ぐことが重要です。さらに、何かあったときには、専門家が相談・対応に応じてくれるという安心感が重要となります。

また、アンケートでは、経済的な支援を求める子育て家庭の声が多く寄せられました。

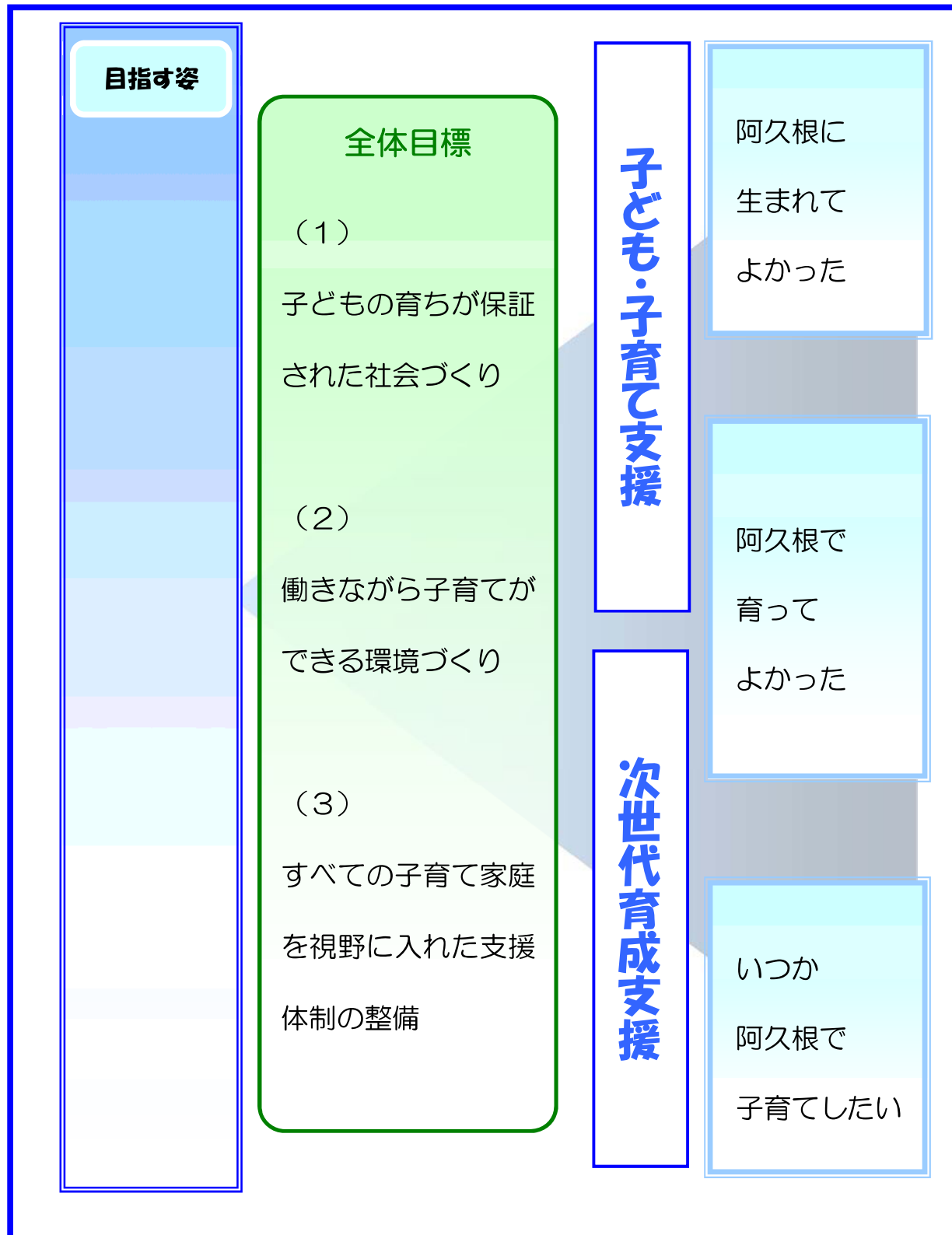
全国的な少子化の要因として、子育てに対する経済的な負担が大きいことや、近年の経済情勢を反映して非正規雇用が拡大していることなどがあがってきていることから、子育て家庭への経済的負担の軽減に向けた各種取組みが求められています。

さらに、国・県・近隣市町村と連携した、医療体制の確保（特に産婦人科・小児科）や専門的な支援を要する児童に対応できる相談支援体制の確立など、すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制の確立が求められています。

第3節 基本構想と基本計画の枠組

現在調整中

1 基本構想の枠組



2 基本計画の枠組

目標 1

**子どもの最善の利益を
確保し、家庭の育てる力を
支えます**

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て家庭の経済的支援
- 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 5 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 6 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進
- 7 障害児施策の充実
- 8 児童虐待防止対策の充実
- 9 被害に遭った子どもの保護の推進

目標 2

**親子の心と体の
健やかな成長を支えます**

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実

目標 3

**子どもの豊かな成長を支える
学びや遊びの場をつくれます**

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 5 子どもの健全育成

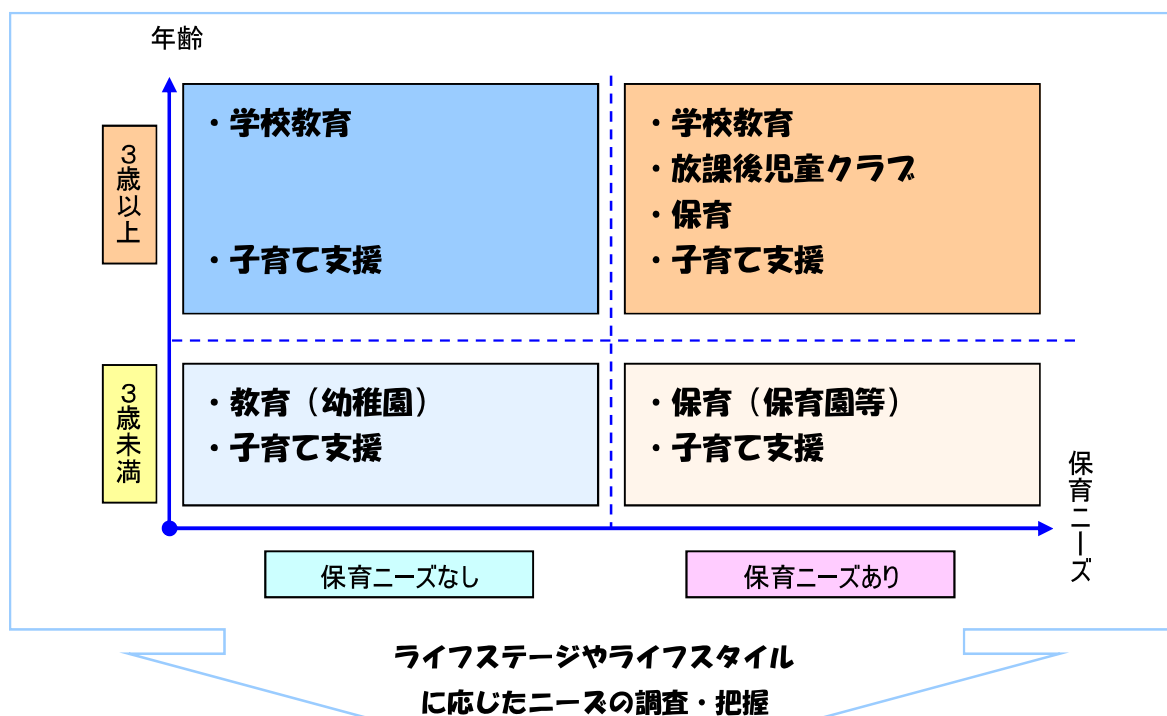
目標 4

**子育て支援の
つながり・輪をつくれます**

- 1 良質な住宅の確保
- 2 良好な居住環境の確保
- 3 安全な道路交通環境の整備
- 4 安心して外出できる環境の整備
- 5 安全・安心なまちづくりの推進
- 6 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 7 子育て支援のネットワークづくり
- 8 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 9 地域の交流と支えによる子育て支援

3 子ども・子育て支援計画のイメージ

保護者等からみた子育て支援のイメージ



子ども・子育て支援事業計画

子どものための教育・保育給付

施設型給付

認定こども園

幼稚園

保育所

地域型給付

小規模保育事業者

家庭的保育事業者

居宅訪問型保育事業者

事業所内保育事業者

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援

地域子育て支援拠点事業

一時預かり

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業他

ファミリー・サポート・センター事業

子育て短期支援事業

延長保育事業

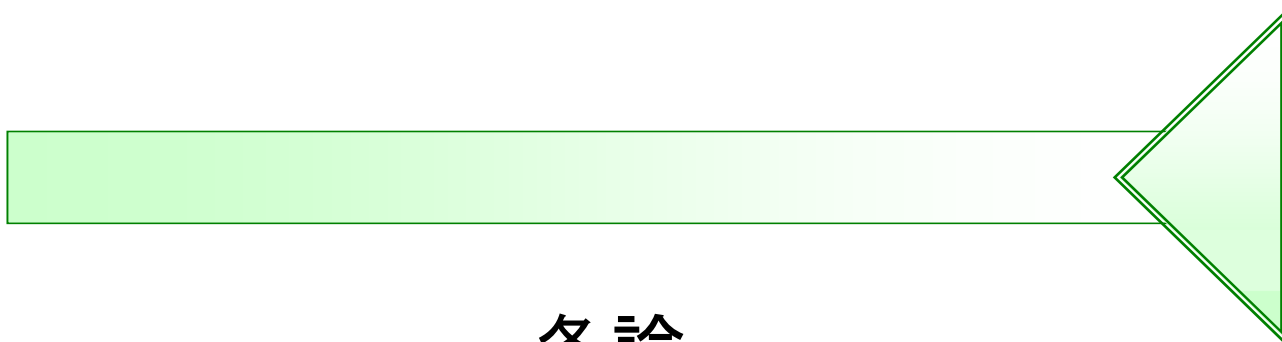
病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

妊婦健診

実費徴収に係る補足給付事業

多様な主体の参入促進事業



各論

第2部 各論

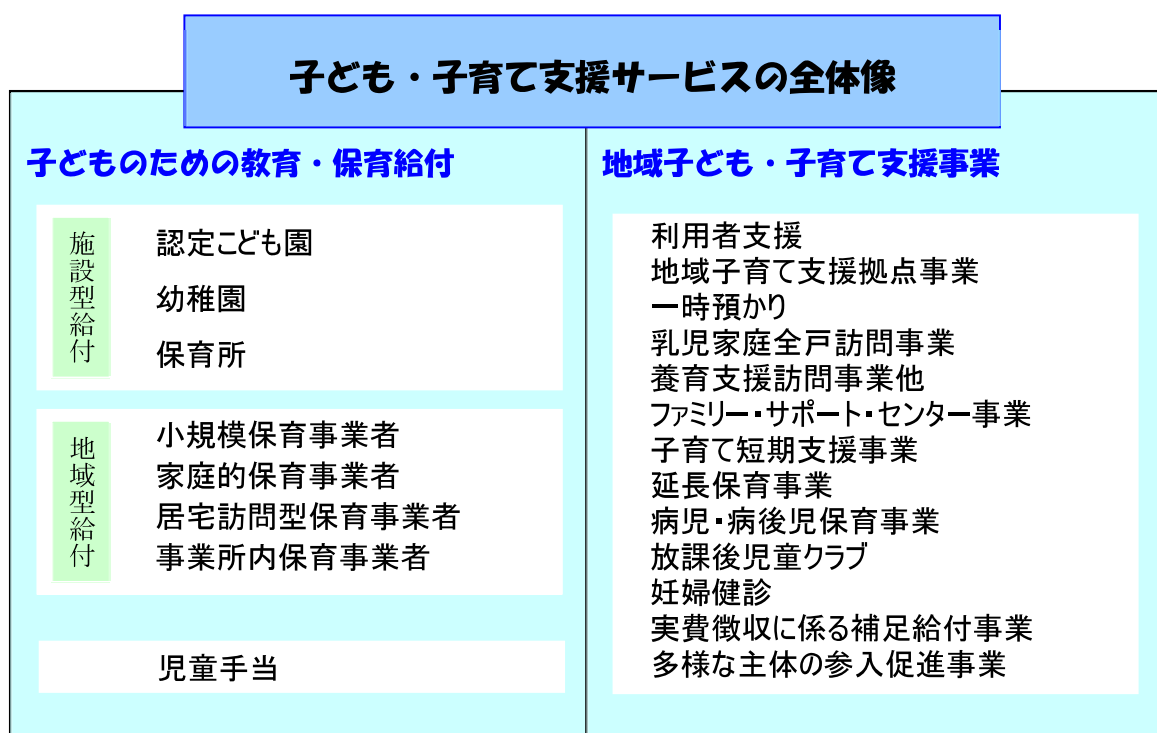
第1章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



第2節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえている ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①現在本市には幼稚園が2箇所あるが、様々な地域から通園しているため、区域を複数設けることは本市の利用実態と異なることとなることが考えられます。
- ②保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ③区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分の類型（目安）

  	
3歳以上児	1号認定 主に専業主婦を想定した教育標準時間 教育標準時間（1日3～4時間の幼児教育の時間）
	2号認定 主にパートタイムの就労を想定した教育標準時間＋保育短時間 延長 教育標準時間（1日3～4時間の幼児教育の時間） 延長保育 主にフルタイムの就労を想定した教育標準時間＋保育標準時間 延長 教育標準時間（1日3～4時間の幼児教育の時間） 標準保育 延長
3歳未満児	3号認定 主にパートタイムの就労を想定したあずかり時間 延長 延長保育 主にフルタイムの就労を想定したあずかり時間 延長 標準保育 延長

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付(※)による利用

※特例給付：特例給付については、地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

第3節 子どものための教育・保育給付

1 施設型給付と地域型保育給付について

(1) 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

本市においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	都道府県	子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園		学校教育法			
	保育所		児童福祉法			
地域型	小規模保育		児童福祉法	市町村		
	家庭的保育		児童福祉法	市町村		
	居宅訪問型保育		児童福祉法	市町村		
	事業所内保育		児童福祉法	市町村		

※幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

※幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

※保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

※地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 量の見込みと確保策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

第4節 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み及び確保方策については、
現在調整中

1 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業【新規】

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業となります。

事業の実施主体は、行政機関の窓口等を使って主に「利用者支援」を行っていく「特定型」と、地域子育て支援拠点において実施することで、「利用者支援」と「地域連携」をともに実施していく「基本型」に分かれます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業となります。

国においては、「子ども・子育てビジョン」の中で、全国に10,000箇所（中学校区に1箇所）の設置を目標と掲げ、重点的に取り組みを推進してきました。

本市は、子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、2箇所の地域子育て支援拠点を設置しています。

アンケートによると、3歳未満児の4割は、定期的な教育・保育のサービスを利用していない実態があることや、また、父母ともに働いている世帯では、子育てを父母ともに行っているとする方が7割を超えていますが、専業主婦では5割となっているなど、子育てが孤立し、不安感・負担感を感じながら子育てを行っている方が多いことがわかっています。

今後は、現在の箇所数を維持しながら、「ひろば型」と「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた仕組みを構築するとともに、「利用者支援」と「地域支援」をともに実施する「地域機能強化型」を創設し機能強化を図ります。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

(5) 養育支援訪問事業他

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業となります。本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み						
確保策						

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
量の見込み				箇所		箇所		箇所		箇所		箇所
確保策		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
量の見込み				箇所		箇所		箇所		箇所		箇所
確保策		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み							
確保策							

（１１）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業となります。

本市においては、以下のような量の見込みと確保策を講じていきます。

	利用実績 (H25 年度)		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
量の見込み				箇所		箇所		箇所		箇所		箇所
確保策		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

本市においては、近隣市町の動向を踏まえながら実施を検討します。

（１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

本市においては、近隣市町や事業者の動向を踏まえながら実施を検討します。

第2章 次世代育成支援法に基づく事業の推進

第1節 阿久根に生まれてよかった

1 子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭、親が障がいを持つ家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に基づき策定する子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談などが適切に提供されるよう、きめ細かな支援を行います。

また、地域において子育て支援の中心的役割を担う、みどりが丘子育て支援センター及び阿久根市子育て支援センターについては、親子サークル等の開催や情報発信を実施していくとともに、相談支援の一層の充実を図ります。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
乳幼児全戸訪問	生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。	健康増進課
養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	健康増進課
子育て支援センター事業	育児不安に対する相談支援や子育てサークルへの支援等を行い、地域における子育て支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になるよう活動内容の充実を図ります。	生きがい対策課

（２）保育サービスの充実

保育所については、子ども・子育て支援法に基づき、人口の動向や児童数の推移を勘案しつつ、利用者の生活実態やニーズを踏まえて定員管理を行い、適正な保育サービスを提供するとともに、老朽化した保育所施設の把握及び改修に努め、適切な保育環境を確保します。

また、さらなる衛材的保育サービス促進のため、休日保育及び病児・病後児保育に関する事業の実施をめざし、今後、子ども・子育て会議等の場で必要な議論を進めます。

なお、保育サービスの品質を確保するための評価システム等の導入についても、自己評価及び第三者評価の仕組みも考慮し、引き続き取組を進めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
サービス提供体制の整備	子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供を行います。また、今後の企業誘致などの将来展望を踏まえ、適正な保育所入所に努めます。	生きがい対策課
保育環境の整備	近年の社会的な不況の中で保育所入所希望者も増加傾向にあることから、老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め、保育行政協議会等での十分な議論を踏まえ適切な定員管理を行っていきます。	生きがい対策課
保育サービスの充実	核家族化や就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応した事業を推進します。また、休日や病時・病後時保育についての保護者ニーズに応えるため、休日保育や病時・病後時保育事業の導入について検討します。	生きがい対策課
保育サービスに関する情報提供の充実	保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。	生きがい対策課
保育サービスの質の向上	保育行政協議会における情報交換を積極的に行うことで連携の強化を図り、さらに、保育士を対象とした研修会等の実施に向けて検討を行います。	生きがい対策課
サービス評価システムの導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について、取組を進めます。	生きがい対策課

(3) 子育て家庭の経済的支援

雇用不安から家計収入が減少した家庭やひとり親家庭又は障がいを持つ子どものいる家庭などは、子育てにかかる費用面の大きな負担感から、安心して子どもを産み育てることができないとの不安を感じています。市が実施した「子ども・子育て支援計画策定に伴うアンケート調査」でも、市に対して特に充実を期待する子育て支援として、54.2%の人が「教育費など、子育てにかかる経済的負担を軽減してほしい」と回答しています。

子どもを安心して生み育てることができる環境づくりをめざし、本市は、鹿児島県内の中でも、保育料を比較的低く設定しており、保護者の負担が軽減されるよう対策を講じていますが、様々な状況にある子どもとその家庭を経済面から支援していくため、引き続き、各種の子育てに関する費用支援を拡充していきます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
妊娠・出産期における経費の助成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を確保するため妊婦健康診査に対して助成を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
乳幼児医療費助成事業	中学校修了前までの児童を対象に医療費を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。	生きがい対策課
保育料の負担の軽減	子育て世帯の経済的負担を軽減するため保育料の負担の軽減を図ります。さらに多子世帯の第3子以降の保育料の助成を行います。	生きがい対策課
幼稚園の保育料等の負担軽減	私立幼稚園に通園する児童の保護者に対し、所得の状況に応じて保育料等の負担軽減を図ります。	教育総務課
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯に対して手当を支給し経済的負担の軽減を図ります。	生きがい対策課
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	パスポートを提示した子育て家庭に対し、企業や店舗独自に割引や優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。	生きがい対策課
出生祝い商品券の支給	次世代を担う子どもの出生を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、育児に要する経費の経済的支援を行います。	生きがい対策課

（４）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育所の入所及び放課後児童クラブの利用時の配慮等の各種支援サービスを推進するとともに、相談体制の充実や情報提供を推進します。

施策の概要

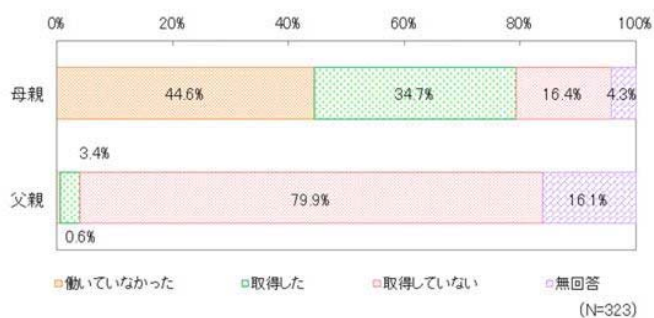
項目	今後の方向性	担当課
福祉サービスの充実	ひとり親家庭が増加している中、ひとり親家庭に配慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、統合的な支援に取り組めます。	生きがい対策課
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り、各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母の自立に向けた就業を支援します。	生きがい対策課

(5) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

本市が実施したアンケート調査で育児休業の取得状況をみると、取得した人の割合は、母親が34.7%であるのに対し、父親は3.4%と大きく下回っています。また、育児休業を取得しなかった理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(30.2%)、一方、父親は「仕事が忙しかった」(39.9%)がそれぞれ最も多くなっています。

このように子育てと仕事の両立が難しい状況のなか、働きながら子育てがしやすい職場環境を整備するにあたっては、企業側の理解と支援が不可欠であり、企業への啓発活動が重要であると考えられます。

育児休業の取得状況



育児休業を取得していない理由



くるみんマーク



仕事と生活の調和の実現に向けて、働く人、事業主、地域住民に対し、「ワーク・ライフ・バランス」への理解を深め、合意形成を促すための広報・啓発活動を実施し、民間団体等を含めた関係機関等とも連携・協力しながら、取組を進めます。

また、企業に対する啓発活動は、一般市民向けに比べてまだ不十分であると考えられることから、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)等を活用するなどして、事業所等に対する周知・啓発に努めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発の促進	女性の再就職支援セミナー、子育てママのリフレッシュ講座などの充実に努め、女性支援に取り組みます。また、企業やそこに働いている個々人の意識の把握に努め、仕事と生活時間のバランスのとれた社会の実現に関する意識の醸成に一層取り組みます。さらに、子育て中の母親のためのリフレッシュ講座や男性の料理教室などを実施し、男性の家庭参画を図るとともに、保育園・幼稚園児が各企業を訪問する取組を子育て支援センターと連携して実施していきます。	企画調整課 生きがい対策課
一般事業主行動計画の策定に向けた支援	雇用する労働者が101人以上の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その策定の支援について検討を進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。	生きがい対策課
次世代育成支援に関する情報提供の充実	通所保育や幼稚園で預かり保育、放課後児童クラブなどの、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスに関して、必要な方が必要なときに利用できるよう、効果的な情報提供の充実に取り組みます。	生きがい対策課
企業に対する研修等の充実	固定的な役割分担意識は、依然として根強く残っており、職場における慣行・しきたりの見直しと男女共同参画に関する認識を深めるための広報啓発を積極的に実施するとともに、関係機関との連携を図りながら関係法令・制度の周知に努め、就業環境の整備・充実に推進し、多様な働き方を支援します。	企画調整課 商工観光課
子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供を行い、他の企業や店舗への広がりや啓発を推進します。	生きがい対策課

（６）仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進

保育サービス及び放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、増加する共働き世帯への対応策として、引き続き、延長保育や一時預かり保育等の特別保育事業を実施していくと同時に、病児保育サービスの導入を積極的に検討するなど、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

また、結婚・妊娠・出産などのライフステージが希望どおりに実現されるよう、各段階に応じて、切れ目のないきめ細かい支援を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	共働き世帯の増加を踏まえ、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	生きがい対策課

（７）障害児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療のため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。発達障がいを含む障がいのある児童については、その状態に応じて、それぞれのニーズに応じた適切な療育支援を実施します。

また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、適切な支援体制の整備を推進し、育児相談を推進すること等家族への支援も実施します。

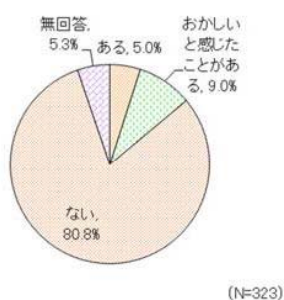
施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
障がいの早期発見・早期対応	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率の向上を図ります。	健康増進課
保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化	障がい児の健全な発達を支援し、介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、障がい福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り、施策の推進に当たっては、関係各課が連携して取り組みます。	生きがい対策課 健康増進課
児童通所サービスの充実	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージにあわせた一貫した児童通所サービスの提供に努めます。また、障がい児相談支援事業を通じて、保護者に対する育児相談を推進するとともに、家族への支援に取り組みます。	生きがい対策課
発達障がいを含む障がいのある児童に対する教育環境づくり	学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）など、発達障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図ります。	学校教育課
発達障がいに関する総合的な支援	発達障がいに対する理解を深めるため、啓発及び情報提供に努めるとともに、発達障がいのある児童を保護する家族が適切な育児を行えるように支援します。また、発達障がいの可能性のある児童の保護者に対して、発達障害者支援センターにおける相談等の情報提供を行っていきます。	学校教育課 生きがい対策課
関係機関における障がい児の受入の推進	保育所及び放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを一層推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との情報の共有化に努め、連携を図ります。	生きがい対策課

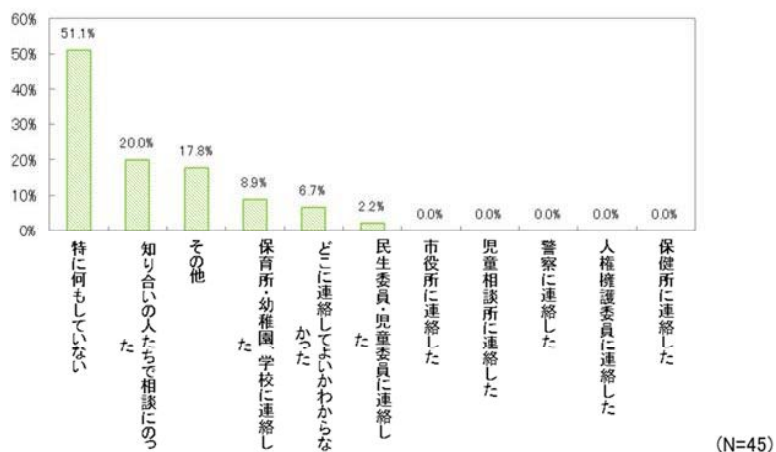
(8) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもに対して身体的又は精神的に深い傷を与え、時には生命さえ奪うこともある重大な問題です。市が実施した「子ども・子育て支援計画策定に伴うアンケート調査」では、「身近なところで子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがある」又は「虐待かどうか分からないが、おかしいと思ったことがある」と回答した人のうち、半数を超える 51.1%の人が、その時の対応について「特に何もしていない」と答えており、この問題への対応の難しさを伺わせます。

身近で虐待を感じたかどうか



虐待を感じた時の対応について



児童虐待を防止するため、福祉関係者のみならず、地域の関係機関・団体を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築するとともに、虐待を早期に発見し、早期に対応するために、関係部局が緊密な連携を図り、医療機関との情報提供・共有を進めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
地域における子どもの見守り体制の構築	児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見と子どもの安全を確保するため行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努めます。	生きがい対策課 企画調整課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」としての要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、より迅速で適切な対応に努めます。	生きがい対策課
児童虐待に関する県との連携	児童虐待に関する出頭要求、立入調査、一時保護の実施が適当と判断した場合は、県知事又は児童相談所長に通知し、県の行う検証作業に参加・協力することが必要なため、県との連携強化に取り組めます。	生きがい対策課

各種健診・指導等の機会における早期発見・早期対応	保健師等によるこにちは赤ちゃん訪問事業等の訪問率100%を目指します。また、児童虐待の発生を予防するため、各種健診や保健指導、母子保健活動等のあらゆる機会を通じて、妊娠・出産・乳幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	健康増進課 生きがい対策課
関係機関との連携の強化及び情報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連携の強化を図ります。あわせて、地域の医療機関等との効果的な情報提供・共有に必要な連携体制の構築を図り、虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。	健康増進課 生きがい対策課
児童委員や児童委員等との連携強化	主任児童委員や児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。	生きがい対策課

（９）被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、心のダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、被害を受けた子どもへのカウンセリングや保護者への助言など学校等の関係機関と連携して、きめ細かな支援の継続に取り組めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等のより被害を受けた子どもの心のケアを図り、支援するため、学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し、きめ細やかな支援の継続に取り組めます。	学校教育課

第2節 阿久根で育ってよかった

1 親子の心と体の健やかな成長を支えます

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

母子保健法に基づく母子保健事業として、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない支援を実施し、乳幼児健診等の母子保健における健康診査等保健対策の充実を図ります。特に、親の育児に関する様々な不安や悩みを解消するため、親への相談指導等を実施して、児童虐待防止の観点を含め、継続した支援が可能な体制の整備を図ります。

また、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るために、妊婦に対する出産準備教育や各種相談を実施します。そして、母子保健関係者が実施する日常の活動を通じて、関係機関の連携を有機的なものにするとともに、地域ネットワークの構築・成熟を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
各種健診・指導の充実	各種健診時や家庭訪問等を通じて、妊娠期から幼児期における子どもと母親の健康の確保及び増進を図ります。また、各種健診の受診率の向上を目指します。	健康増進課
乳幼児健診等の機会における相談指導及び事故予防等の啓発の充実	育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種健診の場を活用した相談指導等の充実を図るとともに、子どもの虐待の発生予防や障がいの早期発見に関する啓発を進めます。また、妊娠期から幼児期において継続した支援を行う体制づくりに取り組みます。 各種健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけどなど子どもの事故予防のための啓発に取り組みます。	健康増進課
「いいお産」の適切な普及及び妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安全で、安心して出産できるよう、両親学級や相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	健康増進課

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や不健康やせ等の思春期における課題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施します。十代の自殺を防止するために、幅広い関係者の協力を得て児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、さらに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるよう環境づくりに努め、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、その行動を受け止めることができる地域づくりを推進します。地域・学校・企業等が連携したネットワークを作ることにより、地域社会全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに努めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
性や性感染症予防に関する知識の普及	10歳代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 学校教育課
人材の育成及び相談体制の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に関する教育の充実を図るとともに、学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。また、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課

(3) 食育の推進

食習慣の乱れや思春期やせに見られる心と身体の問題が子どもたちに生じている現状を踏まえ、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ、子どもの発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、近年、本市において低出生体重児が増加していることを考慮して、母性の健康の確保を図るため、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

施策の概要		
項目	今後の方向性	担当課
食に関する学習の機会や情報提供の充実	正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図るため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、「食事バランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用や「食」に関する体験活動などを通じて食育の推進を図ります。	健康増進課 学校給食センター 学校教育課 農政課
妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会及び情報の提供	近年の低出生体重児の増加等を踏まえ、妊娠中の母性の健康の確保を図る観点から、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。	健康増進課
規則正しい生活習慣の育成	食生活の乱れや「思春期やせ」が増加傾向にあることから、子どもの成長過程に応じた望ましい食習慣の定着を地域全体で連携し、支援していきます。	健康増進課

（４）小児医療の充実

全国的に医師不足、とりわけ小児科医の不足が深刻な問題となっている中、本市においても平成 14 年度までは、阿久根市民病院としみずこども医院の 2 院体制でしたが、現在では、しみずこども医院のみとなり、小児救急医療体制も危機的な状況となっています。

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤であることから、小児医療の充実及び確保に取り組み、特に、県及び近隣の市町、関係機関との連携を強化して、小児緊急医療体制の整備に積極的取り組みます。

また、「病児・病後児保育事業」についても、小児医療と密接に関連する事業としてとらえ、県及び近隣市町と連携した枠組みの中で実現の可能性を検討します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
医療情報の提供	初期救急についての普及啓発に取り組むとともに救急対応が可能な医療機関等の情報提供を行います。	健康増進課 生きがい対策課
小児救急医療体制の確保	県及び近隣の市町、関係機関との連携の下、小児救急医療体制の整備に積極的取り組みます。	健康増進課

2 子どもの豊かな成長を支える学びや遊びの場をつくります

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する啓発等について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進するとともに、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義、男女共同参画の基本理念、そして子どもや家庭の大切さを理解して、次代の親となるための学習機会の提供をめざして、保育所及び幼稚園等を活用し、乳幼児とふれあう機会を確保する取組を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
男女共同参画社会の推進	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることについての教育・広報・啓発について、各分野が連携して取り組みます。	企画調整課 生涯学習課
中・高校生における乳幼児と触れ合う機会の促進	中学生、高校生などが、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、幼稚園、児童館及び育児相談、親子教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実させます。	健康増進課 学校教育課 生きがい対策課

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすため、学校の教育環境等の整備に努めることとし、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、あわせて幼児教育の充実を図ります。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
学校教育の活性化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習支援員の配置による学校教育の活性化に取り組みます。	学校教育課
児童生徒の学力の向上	各種学力調査の結果から、一人ひとりの課題を把握し、解決のための取組を進めます。	学校教育課
道徳教育及び体験活動の充実	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制など、各学校の取組に対し、支援・指導を行います。また、道徳教育の充実を図るとともに、地域や学校などとの連携・協力により、体験学習を一層充実し、特色ある学校づくりを行うよう支援指導していきます。	学校教育課 生涯学習課
問題行動や不登校に対する相談体制の強化	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、相談体制の強化を図ります。	学校教育課
関係機関によるネットワークの構築	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、児童相談所、子育て支援センター、福祉事務所相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、情報の共有化に努めます。	学校教育課
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加などが指摘されています。子どもの運動への関心意欲・態度や生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、体育の授業及び運動部活動を充実させるとともに、その指導に当たる教員及び外部指導者の育成に努めることで、学校におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。また、スポーツ少年団等の育成・充実を図るとともに、スポーツを楽しむ・親しむ環境づくりと指導者の養成・確保を積極的に支援します。	学校教育課 生涯学習課
健康教育の推進	生涯にわたる心と体の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	学校評議員類似制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや地域の実情に応じた通学区域の見直し等、地域に根ざした特色ある学校づくりに向けた支援・指導を行います。	学校教育課
教職員の適切な配置	学校評価システムによる事業の評価を実施し、指導力の向上に努めます。また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価できる体制づくりを支援します。また、県教育委員会と連携し、指導力向上のための研修に取り組みます。	学校教育課

子ども・子育て支援計画

学校施設の整備 の促進	学区施設や備品等の整備充実を図り、安心安全な学習環境の中で子ども一人ひとりの特性に応じた教育環境の充実を図ります。今後も、安全で豊かな学校環境の中で、子どもの健やかな成長が図られるよう、学校施設の整備に取り組むとともに、必要な助言・指導を行います。	教育総務課
学校を中心とした地域での見守り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりを行います。	学校教育課
幼児教育の質的 向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するため、幼稚園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組めます。	学校教育課 生きがい対策課
幼児教育と小学校教育の円滑な 接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組めます。	学校教育課 生きがい対策課
幼児教育の充実	各地域の特色を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に努めます。	学校教育課

（３）家庭や地域の教育力の向上

豊かなつながりの中での家庭教育の支援を充実させ、地域の教育力向上を図ることにより、家庭や地域社会全体の教育力の総合的な向上をめざします。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
家庭教育支援の充実	身近な地域において、子育てに関する学習会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育力の向上に関する支援を行います。	生きがい対策課
子どもの生きる力の醸成	子どもの問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を地域全体で育むため、各関係機関のネットワークの充実に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
活力ある地域づくり	すべての子どもが学習や遊びを通じて、確かな学力の向上、健やかな心身の育成を図ることができるよう、地域住民や関係機関等が協力し、地域の教育力の向上に取り組みます。また、生涯スポーツの実現のために、地域住民のだれもが、年齢、体力、技術レベルに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を促進するとともに、子どもからお年寄りまで各世代がスポーツを楽しめる施設の整備充実を図り、小・中学校グラウンド・体育館等の活用を推進します。	学校教育課 生涯学習課
教職員による地域活動の参加の促進	教職員の地域行事への積極的参加に向けた啓発を行います。	学校教育課
読書活動の推進	市立図書館を読書活動の拠点とし、本市子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動の充実のための支援に努めるとともに、「子ども読書の日（４月２３日）」や「子どもといっしょに読書の日（毎月２３日）」の周知や啓発を図りながら、読書グループの育成や親子読書会の支援を行います。さらに、乳幼児の健康診断時を利用したブックスタート事業の充実を図ります。	生涯学習課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間の利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっています。これらに対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」（平成 20 年法律第 79 号）等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化しながら、青少年のインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進します。

また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないようにするため、情報モラルに関して学校の授業で取り上げることや、フィルタリング等についての情報を保護者に提供するなど、地域、学校及び家庭における情報モラルに関する教育・啓発を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
地域における有害環境対策の促進	学校、家庭、地域、関係団体が連携し、青少年の健全な育成を害すると思われる有害な環境の浄化に努めます。	学校教育課 生涯学習課
子どもの携帯電話の適切な利用の促進	子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、問題点を明確にすることで適切な利用を促します。	学校教育課 生涯学習課
情報モラル教育の推進	情報モラル教育に関する研修会への参加を推進し、授業等で児童・生徒へ指導することで、情報モラル教育を推進します。	学校教育課

(5) 子どもの健全育成

すべての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全で安心な居場所づくりを推進します。

また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ等を着実に推進することとし、放課後児童クラブの実施に当たっては、近年増加しているニーズに対応できるよう、居場所づくりにふさわしい場を確保するため、市内の既存施設の有効活用や小学校の余裕教室の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組を推進します。

さらに、主任児童委員及び児童委員との情報交換を密にして、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進める体制を整備します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
安心・安全な居場所づくり	すべての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加できる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができる安心・安全な居場所づくりを進めます。 社会福祉協議会が実施している学童保育関係者向けの研修会に加え、平成23年から実施している市独自の研修会を引き続き実施し、発達障がい等よりきめ細かな対応が求められる場面を想定した研修テーマで講習を行います。	生きがい対策課 生涯学習課
児童の健全育成	児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源や主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、母親クラブなどの地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	生きがい対策課 生涯学習課
児童館の活用	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、育児サークル等の活動を充実させるとともに、児童館を拠点とした中学生・高校生の活動の展開を図ります。	生きがい対策課
青少年の健全育成	地域における青少年の活動拠点として、青少年教育施設を中心とした多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、各施設で実施する青少年向けイベントへの積極的な参加を促進します。	生涯学習課
学校施設等の開放などによる児童の居場所づくり	学校開放等による小中学校のグラウンドの活用を進めるとともに、スポーツ少年団等の育成充実を図ることにより、児童の居場所の確保を図っていきます。	生涯学習課
主任児童委員又は児童委員の子ども	地域における児童の健全育成や虐待の防止などに関する子どもと子育て家庭への支援を、住民と主任児童委員及び児童委員	生きがい対策課

子ども・子育て支援計画

育て家庭への支援	が一体となって進めます。	
性の逸脱行動の問題点等に関する教育・啓発	性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進します。	健康増進課 学校教育課
いじめや不登校など問題行動への対応	いじめや少年非行、引きこもり、不登校などの問題行動に対して、地域や教師、PTA、行政等が連携して、地域社会全体で対処する体制づくりを行います。また、これらの問題に関する講演会の開催や啓発のための研修等に取り組みます。	生きがい対策課 学校教育課 生涯学習課

第3節 いつか阿久根で子育てしたい

1 子育てしやすいまちづくりを推進します

(1) 良質な住宅の確保

子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、ファミリー向け賃貸住宅の供給や住宅の建替え等を支援するなどの取組を推進します。

また、小さな子どもがいる世帯に対しては、公共賃貸住宅に入居する際の資格を緩和したり、優先して入居させること等の実現に向け、積極的に検討を進めるとともに、子育て世帯の入居を受け入れる民間の賃貸住宅に関する情報提供を進めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅等の供給の支援に努めるとともに、住宅の建替え等を支援していきます。	都市建設課
公共賃貸住宅の優先入居	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、公営住宅の利用方法や住宅資金融資制度、建物の改修・改築への助成制度及び補助事業、民間賃貸住宅に関する情報提供を進めます。小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等を検討します。	都市建設課

（２）良好な居住環境の確保

子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行います。

また、室内空気環境の安全性を確保する観点から、新築住宅への換気設備の設置及び有害物質の使用制限など、シックハウス対策を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
安全・安心な居住環境の整備	子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザインを推進します。	都市建設課
良好な住宅市街地の整備	利便性の高い市街地での居住を希望する子育て世帯のニーズの把握に努め、住民が安心して生活できる総合的なまちづくりを目指します。また、潟土地区画整理事業で整備された土地の有効利用を図っていきます。	都市建設課
シックハウス対策の推進	室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進するとともに、その情報提供の充実に取り組みます。	都市建設課

（３）安全な道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、公共施設及びこれらに連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。生活道路等においては、歩道等の整備し、車両速度を抑制するための物理的デバイス等の設置を進めます。また、妊婦等に配慮して、優先して駐車できる駐停車場所の確保に努めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
子どもに配慮した公共施設の整備	バリアフリー法に基づき、駅、公共施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化について検討していきます。	都市建設課
安心・安全な居場所づくり歩行空間の整備	事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を目指し、国土交通省の補助事業の優先的な実施を含めて取り組みます。	都市建設課

（４）安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関及び建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を進め、子育て世帯に対するバリアフリー情報の提供を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
公共施設等のバリアフリー化の促進	妊産婦や乳幼児連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、バリアフリー法に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等ハード面におけるバリアフリー化に取り組みます。	都市建設課
心のバリアフリーの推進	「心のバリアフリー」の啓発に取り組み、ソフト面からもバリアフリー化を推進します。	生きがい対策課
公共施設等における子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に取り組みます。	生きがい対策課 都市建設課
子育てバリアフリーに関する情報提供	各種のバリアフリー施設の整備状況など、子育てに関するバリアフリー情報の提供に取り組みます。	生きがい対策課

（５）安全・安心なまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、まずは、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組むとともに、道路や公園等の公共施設については、繁茂した草木により防犯上の死角が生じないように留意するなど、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
犯罪等の防止に配慮した環境づくり	子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを目指し、道路、公園等の公共施設や居住の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り組むとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組みます。また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッター等の建設部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。	総務課 都市建設課

（６）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等と連携・協力し、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を実施するとともに、チャイルドシートの正しい使用について積極的に啓発を行い、また、ヘルメット着用など自転車の安全利用を推進します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
交通安全教育の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上を図ります。また、地域活動における指導者を育成し、子どもを守る地域の取組を推進します。	総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する普及啓発活動を一層充実させるとともに、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ることでチャイルドシートを利用しやすい環境づくりに取り組みます。また、チャイルドシートの貸出事業について検討を進めます。	総務課
自転車の安全利用の推進	交通安全教室において、自転車の安全利用の講習や広報活動を実施します。	総務課

2 子育て支援のつながり・輪をつくります

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス等を効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターが中核となり、NPOや社会福祉協議会等の関係団体と連携して、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育て世帯に対する情報発信手段となっている子育て支援情報誌「あいこでしょ」(毎月1回発行)の市内保育園等への配布等により、子育てに関することや、子育て支援サービスの提供体制等について、最新情報の提供を積極的に行います。

また、多くの地域住民が子育てに対する関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えようとする気運を醸成するため、子育てセミナーの開催等を通じて住民に対して子育てへの理解を深めてもらうなど子育てに関する意識啓発等を進めます。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
子育て支援サービス等のネットワークの形成	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターを中心に、NPOや社会福祉協議会、母親クラブ、子育てサークル等子育て支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	生きがい対策課
子育て支援サービス等に関する情報提供の充実	子育て支援メニューやホームページ、子育て支援情報誌「あいこでしょ」などを通じて、子育て支援サービス等に関する積極的な情報提供につとめます。	生きがい対策課
子育てに関する意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル、母親クラブ等と連携し、子育てに興味のある住民を対象として子育てセミナーを実施し、地域全体で子育てへの理解・協力を促進します。	生きがい対策課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、①犯罪等に関する情報提供、②関係機関・団体との情報交換、③通学路等におけるパトロール活動、④防犯講習会の実施、⑤防犯ボランティアへの支援など、子どもの安全確保に向けた取り組みを地域全体で推進します。安全パトロール等の実施に当たっては、地区防犯組合や市防犯組合等の関係機関と十分に連携・協力を図ることとし、また、地区安全協議会などの防犯ボランティア団体に対しては、防犯グッズを配布する等のサポートを実施することにより、自主的な活動を促進します。

施策の概要		
項目	今後の方向性	担当課
地域における自主防犯活動の推進及び防犯に関する情報の共有化	全国地域安全運動期間における防犯チラシの配布や安全パトロールを実施するほか、防犯意識の高揚を図ります。	総務課 生涯学習課
地域住民による安全対策の推進	地域住民の防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また、夏祭り等において実施している青少年育成のための防犯パトロール等の取組を更に拡充します。さらに子どもの健全な成長と子育て家庭への支援を目指したイベントを開催し、作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。	総務課 生涯学習課
防犯講習の実施	インターネットによる詐欺被害や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し、関係機関と連携、協力し、防犯講習の実施を図ります。	総務課 学校教育課
防犯ボランティアに対する支援	地区安全協議会などの防犯ボランティア団体に対しての物品の配布等の支援を行います。	総務課

（３）地域の交流と支えによる子育て支援

子育て支援等に関する施策を実施するに当たっては、高齢者と若い親子が触れ合う「いきいきサークル」の開催や地域の住民も参加する子育て支援サークル「めだかの学校」など、地域の高齢者等の参画を得るなどして世代間交流の推進を図ります。

また、関係機関等との連携を図りながら、各種の子育て支援サービス場として学校の余裕教室等を利用するなど公共施設の有効活用を進めます。

さらに、高齢者や育児経験が豊かな主婦など地域の人材を養成し、効果的な活用を推進します。市の子育て支援センター等の事務所が専門職（保育士、幼稚園教諭）を確保する際には、関係機関と連携して支援します。

施策の概要

項目	今後の方向性	担当課
世代間交流の推進	地域における子育て支援施策を実施するに当たって、子育て支援センター、各保育所・幼稚園において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。	生きがい対策課
社会資源の活用	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間、商店街の空店舗等の活用による、各種子育て支援サービス場を検討します。	生きがい対策課
子育て支援員（仮称）の養成	子育て支援に必要な人材確保のため国が示した「子育て支援員（仮称）」の養成に向け、関係者とも連携しつつ、研修開催等に関して検討を行います。	生きがい対策課

第3章 目標事業量の設定

量の見込み及び確保方策については、
現在調整中

本計画に基づく各種事業を展開するにあたっては、以下の目標事業量を設定し、さらに各年度評価を行いながら推進を図ります。

項目		目標 平成 31 年度	実績 平成 25 年度
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

第4章 計画の推進体制

1 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ライフワークバランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による地域協議会と庁内の推進委員会を設置し、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。同時に、推進委員会では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

本市は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担って頂くとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、本市は積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本市は、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。



資料編

1 要綱

2 委員名簿

3 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

用語		定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関)。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

用語		定義
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
1 地域における子育ての支援					
※計画策定時（平成21年度）において ●は実施中の事業、○は実施予定の事業					
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。 乳幼児全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。 育児不安に対する相談支援や子育てサークルへの支援等を行い、地域における子育て支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になるよう活動内容の充実を図ります。	健康増進課	●こんにちは赤ちゃん事業 ●新生児訪問	保健師による訪問 新生児訪問 延99件 未熟児訪問 延4件 乳児訪問 延85件 こんにちは赤ちゃん事業 133件 適宜実施	継続 養育支援が必要と判断した場合、保健師のみならず関係機関と連携し定期的な訪問等を実施する。 みどりが丘保育園で実施していた支援センターをおりた保育園で実施。拠点施設を中心に親子教室や支援室の開放を充実し、地域の親子の悩みや不安を受け止める役割を果たしていく。
(2) 保育サービスの充実	子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供を行います。また、今後の企業誘致などの将来展望を踏まえ、適正な保育所入所に努めます。 近々の社会的な不況の中で保育所入所希望者も増加傾向にあることから、老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め、保育行政協議会等での十分な議論を踏まえ適切な定員管理を行っていきます。 核家族化や就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応した事業を推進します。また、休日や病時・病後時保育についての保護者ニーズに応えるため、休日保育や病時・病後時保育事業の導入について検討します。	生きがい対策課 生きがい対策課 生きがい対策課	— — ○保育所の施設整備事業 ●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●保育所体験事業 ●地域子育て支援センター事業 ○休日保育事業、病時・病後時保育事業の導入	平成25年度は子ども・子育て会議条例の制定、同会議を開催し、平成26年度中の子育て支援計画策定に向け、子育て世帯を対象にニーズ調査を実施した。また、みなみ保育園の運営方針の検討については、当分の間公立保育所として運営する方針となった。 25年度の在園児童数については、4月1日現在において、定員500人に対し、494人が在園している。待機児童は無い。 認定こども園めぐみ園の整備事業を実施予定。県との協議及び財政課協議等を実施。 ●延長保育事業 市内保育所7カ所全て実施した。 ●一時預かり事業 補助対象となる実施については、5カ所で実施 ●補助事業としては、平成24年度で廃止の子育て支援拠点事業として、みなみ保育園、みどりが丘保育園で実施 ○休日、病児・病後児保育事業の実施はなし	平成27年度から本格施行されることに伴い、平成25年度は子ども・子育て会議及び保育部会において、子ども・子育て支援事業計画策定、必要な例規整備、確保方策、保育料の認定等、新制度の準備を遂行していく。 また、26年度からは、幼保連携型認定こども園として阿久根幼稚園・保育園が認可され、需要が高まる保育施設の充実を図る。 認定こども園めぐみ園整備事業について、平成26年度「安心こども基金事業」の保育所緊急整備事業、認定こども園整備事業として実施予定。 左記の事業については、今後も継続実施の予定であるが、平成27年度からの子育て新制度を見据え、事業内容について精査が必要である。また、休日保育、病児・病後児保育事業については、公立保育所及び認可外保育施設での実施の可能性を調査し検討を図る。

		平成 2 6 年度の方向性	担当課	事業名等	平成 2 5 年度の取組状況	平成 2 6 年度以降の課題
	保育サービスに関する情報提供の充実	保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。	生きがい対策課	●市広報やホームページを利用した保育サービス情報の提供の推進	子育て支援情報誌「あいこでしよ」で各保育園・幼稚園、子育て関連情報を掲載した。市ホームページにも掲載。1 9 日の育児の日については市内広報及び広報誌添付の「こよん」において掲載	今後も、情報誌をはじめ、子育て支援情報について、可能な限りの広報活動を実施する。
		保育行政協議会における情報交換を積極的に行うことで連携の強化を図り、さらに、保育士を対象とした研修会等の実施に向けて検討を行います。	生きがい対策課	●保育行政協議会の開催 ⇒子ども・子育て会議への移行	保育行政協議会については、保育事業及び新たな認可保育所の設置を協議題とし、2 回開催しました。 なお、子ども・子育て会議条例設置以後については、基本的には同会議及び同会議保育部会において、必要事項を協議した。	
	保育サービスの向上	平成 2 7 年度からの保育新制度に向けて、平成 2 5 年 6 月に「子ども・子育て会議条例」を制定。また、本市の保育方針等を協議するため、子ども・子育て会議において保育部会を設置し、今後の保育サービスの向上を図るため、子ども・子育て支援の審議機関として調査・検討を実施していきます。	生きがい対策課	●子ども・子育て会議 ●子ども・子育て会議保育部会	平成 2 5 年度については、子ども・子育て会議を 10 月、12 月、3 月の 3 回開催し、保育部会については、1 月、2 月の 2 回開催。	平成 2 7 年度からの子ども・子育て新制度について適宜会議を開催。
	サービス評価システムの導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について、取組を進めます。	生きがい対策課	○保育サービス評価委員等の設置	一部の保育園で自己評価を実施。	サービス評価の導入については、国も保育指針に示しており、自己評価及び第三者評価の導入について検討を進めたい。
(3) 子育て支援のネットワークづくり						
	子育て支援サービス等のネットワークの形成	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターを中心に、NPO や社会福祉協議会、母親クラブ、子育てサークル等子育て支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	生きがい対策課	●子育て支援センター事業 ○子育てサークル活動事業の充実	子育て支援センター職員が保育園・幼稚園を巡回訪問。また、地域の高齢者のいきいきサロンとの交流や児童クラブ交流会、児童発達支援センター小児の連絡会等にも参加し、関係機関とのネットワーク化を図った。	関係機関との連携をより密にし、子育て世代の悩みや不安の相談窓口としての役割を果たしつつ、子育て支援サービスの紹介をしていく。
	子育てに関する情報提供の充実	子育て支援メニューやホームページ、子育て支援情報誌などを通じて、子育て支援サービス等に関する積極的な情報提供に努めます。	生きがい対策課	○子育て情報誌の作成・配布	毎月子育て支援情報誌「あいこでしよ」を発行。各保育園や幼稚園等に配布するとともに市ホームページにも掲載。	紙面の充実を図るとともに、更なる情報提供の場を確立していく必要がある。
	子育てに関する意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル、母親クラブ等と連携し、子育てに興味のある住民を対象として子育てセミナーを実施し、地域全体で子育てへの理解・協力を促進します。	生きがい対策課	—	みどりしが丘保育園子育て支援センター主催で親子を対象にした「つながりありそび・うたコンサート」を開催。	今年度も子育て支援センター主催の子育て講演会を開催予定。

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
(4) 児童の健全育成					
安心・安全な居場所づくり	すべての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加できる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができる安心・安全な居場所づくりを進めます。	生きがい対策課	●放課後児童健全育成事業	市内8カ所の児童クラブを阿久根市社会福祉協議会とNPO法人サポートハウス21に委託して実施。登録児童数役300名。指導員の資質向上を図るため研修会も実施。	施設の老朽化や利用児童の増加に伴い、学校の余裕教室等の利用も視野に入れ、市所有の施設の有効利用を検討する必要がある。
	児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源や主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、母親クラブなどの地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	生涯学習課	○放課後子ども教室の開設	平成22年度末で事業終了	
	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、育児サークル等の活動を充実させるとともに、児童館を拠点とした中学生・高校生の活動の展開を図ります。	生きがい対策課	○母親クラブへの運営補助の実施	活動しているクラブがないため補助実績なし。	児童の健全育成を図るため児童委員や地域のボランティア団体との連携を図る必要がある。
	児童館の活用	生涯学習課	●海の子カーニバルの実施・小学生を対象にして「泳げない子どもの水泳教室」	7月15日に第29回海の子カーニバル(大島遠泳)を計画したが、高波のため海洋センター内での周回コースで遠泳を行った。参加者した子供は48名で全員完泳した。	チャレンジアップスイミングにより子どもたちの泳力を向上させ、参加者の確保を行う。
青少年の健全育成	地域における青少年の活動拠点として、青少年教育施設を中心とした多様な体験活動の機会を行うとともに、各施設で実施する青少年向けイベントへの積極的な参加を促進します。	生きがい対策課	—	中央児童館と鶴川地児童館は放課後児童クラブとして、赤瀬川児童館は「児童発達支援センターこじか」として活用。	放課後児童クラブを実施していない時間帯において、不登校の児童や中高生の相談支援を行う場所としての活用を模索中。
			●華のぼんたん学寮の実施	市子連主催により11月20日～23日の3泊4日で実施。参加者：市内小中学生11名	活動プログラム及び指導体制の見直し 学寮参加者の事業実施後の活動の充実
		生涯学習課	●ジュニアリーダー初級・中級研修会	北薩地区合同で薩摩川内市少年自然の家で開催。6月15日～16日。参加者：市内中学校4名	幅広い参加者の確保
			●ジュニアリーダー及び高校生クラブ交流大会	北薩地区合同で薩摩川内市少年自然の家で開催。8月10日～11日。参加者：ジュニアリーダークラブBAMBI会員9名	ジュニアリーダークラブBAMBIの会員確保と活動の充実
学校施設等の開放などによる児童の居場所づくり	学校開放等による小中学校のグラウンドの活用を進めるとともに、スポーツ少年団等の育成充実を図ることにより、児童の居場所の確保を図っていきます。	生涯学習課	●地区子ども会大会	北薩地区合同で長島町で開催。12月1日。参加者：市内子ども会22名	幅広い参加者の確保
			●青少年ふさと美化活動	夏季休業中に市内全域で、各単位子ども会ごとに実施。延べ1,637人が参加。	各単位子ども会での確実な実施への呼びかけ
			●単位子ども会対抗球技大会	各単位子ども会ごとにも実施。球技大会以外の取組で実施している子ども会も多数。	各単位子ども会活動の充実
		生涯学習課	●学校体育施設の開放の促進と利用者マナーの向上	学校体育施設の開放は市内の小中学校8校中学校4校で実施。またマナーについては、スポーツ少年団の指導者会で説明やそれぞれの学校で学校開放運営委員会等で周知を行っている。	利用時間の徹底とよりいっそうの利用者マナーの向上が課題

平成26年度の方角性		担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
主任児童委員又は児童委員の支援 育て家庭への支援	地域における児童の健全育成や虐待の防止などに関する子どもと子育て家庭への支援を、住民と主任児童委員及び児童委員が一体となって進めます。	生きがい対策課	●行政と主任児童委員との意見交換会	家庭相談員と主任児童委員との情報交換会（年4回）の開催や学校訪問（年1回）を実施。	今後も継続して実施予定。
	性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進します。	健康増進課	●健康教育のための出前講座	実施なし。	専門的知識が必要なため、実施は困難。実施する際は専門の講師の準備が必要。
		学校教育課	●管理職研修会、養護教諭等研修会における指導	・管理職研修会、養護教諭等研修会において指導・小・中学校で性に関する指導の実施	・小・中学校の発達段階に応じた指導の推進 ・PTAへの啓発と積極的な連携
		生きがい対策課	●家庭相談員事業	子育て支援センター・管理係に相談業務を集中して対応。平成23年度から家庭相談員を2名体制にし相談業務に対応した。平成25年度の相談件数は延べ1,877件。また、相談支援体制の充実を図るため「子どもと家庭に関する専門相談所」をNPO法人に委託し月1回開設。平成25年度の相談実績は相談件数40件、ケース検討7件。	引き続き相談支援体制の充実を図っていく。
	いじめや不登校など問題行動への対応	学校教育課	●スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）派遣事業 ●家庭相談員、SC、SSWとの連絡会	・各学校へのSC・SSWの派遣による教育相談の実施 ・家庭相談員、SC、SSWとのケース検討会の開催	・未然防止、早期発見、早期対応の徹底 ・SC、SSW、関係機関との積極的な連携
		生涯学習課	●青少年補導センター電話相談	青少年育成センター事務局内に相談電話（専用）を設置し、相談体制を整備している。	相談電話の周知と相談員の資質向上のための研修
(5) 子育て家庭の経済的支援					
妊娠・出産期における経費の助成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を確保するため妊婦健康診査に対して助成を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課	●妊婦健康診査の支援 ●特定不妊治療費助成事業	妊婦健康診査 延1,588件 特定不妊治療費助成（新規3件）	県の不妊治療費助成事業と共に、市の特定不妊治療費助成事業の周知。 他市町の状況の確認必要。
	乳幼児医療費助成事業	生きがい対策課	●子ども医療費助成事業 （平成24年度から対象を小学校就学前の乳幼児から中学校終了前児童までに拡大）	25年度については、43,357,001円を助成した。 内訳 未就学児 23,094,583円 小学生～中学生 20,262,418円	継続
	保育料の負担の軽減	生きがい対策課	●多子世帯保育料軽減 ●平成22年度から保育料の軽減措置（半額程度）	多子世帯の保育料の軽減について、保育施設等の入所者のうち、第2子を半額、第3子以降を無料化している。保育料については、国の保育料の運営基準の約2分の1で実施中。	引き続き、子育て世帯の経済的支援の一環として、保育料の軽減を実施していく。ただし、平成27年度からの子ども・子育て新制度により、保育料の再検討も必要。

平成26年度の方向性		担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
	幼稚園の保育料等の負担軽減	教育総務課	●幼稚園就園奨励費補助事業 ●多子世帯保育料軽減	・幼稚園就園奨励費補助事業 128件 14,812,200円 ・多子世帯保育料等軽減 3件 89,032円	平成27年度からの子ども・子育て新制度に基づき、主幹課については生きがい対策課となることを予定。
	児童手当の支給	生きがい対策課	●児童手当支給事業	第1子及び第2子の3歳以上中学校終了前児童については月額10,000円、3歳未満及び第3子以降の子どもについては月額15,000円を支給。さらに所得制限以上世帯の児童については、月額5,000円で支給。 平成25年度給付額は310,940,000円	国の児童手当等の給付事業に伴い、今後も継続していく。
	かごしま子育て支援バスポート事業の推進	生きがい対策課	●かごしま子育てバスポート事業	平成25年度のバスポートの発行枚数は46枚。25年3月末までに累計230枚のバスポートを発行。市内の協賛店舗数は20店舗。	今後もバスポート所持者と協賛店の拡大を図り、地域全体で子育てを支援する気運を高めていくことが必要。また、本事業は県事業のため、平成26年度までの事業となっていることから、継続を含めた検討が必要。
	出生祝い商品券の支給	生きがい対策課	●出生祝い商品券支給事業	平成25年度支給実績は、第1子50人、第2子42人、第3子以降の子48人の計140人、商品券支給総額840万円。	少子化対策と育児に係る経済的負担の軽減策として今後も実施していく。
(6) ひとり親家庭等の自立支援の推進					
	福祉サービスの充実	ひとり親家庭が増加している中、ひとり親家庭に配慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、統合的な支援に取り組みます。	●児童扶養手当支給事業 ●ひとり親家庭医療費助成事業 ●母子世帯に対する保育料の軽減措置	●児童扶養手当支給事業 平成25年度実績は延べ3,288人に1億2842万1060円を支給（母238人、父32人） ●ひとり親家庭医療費助成事業 平成25年度実績は延べ5,459人に1241万3582円を助成した。	児童扶養手当については、平成26年の児童扶養手当法の改正に伴い、これまで支給対象外であった遺族年金受給者についても、低廉な支給額の場合、児童扶養手当と併給できるようになることにより、支給対象者の増が見込まれる。
	母子家庭の母親の就業促進	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り、各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母の自立に向けた就業を支援します。	●母子家庭対策等総合支援事業	平成25年度の自立支援教育訓練給付費の受給者は1名。 また、ハローワーク職員とともに、ひとり親世帯の就労相談事業を実施。	ひとり親対象世帯について、現況届の際に自立支援事業、高等技能訓練促進事業及び自立支援給付金についての広報用チラシを配布。
	相談体制及び情報提供の充実	ひとり親家庭に対する、相談体制の充実を図るとともに、関係機関が取り組む支援施策に関する情報提供を行います。	●家庭相談事業 ○市広報やホームページ等での支援策の情報提供	家庭相談事業では、児童対策係の窓口と連携し、ひとり親家庭で悩みを抱えている保護者に対応。相談員2名体制で来庁相談のほか、電話相談や巡回相談を実施。	今後も離婚直後などで不安を抱えている保護者の対して支援を行っていく。

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
(7) その他					
	世代間交流の推進	地域における子育て支援施策を実施するに当たって、子育て支援センター、各保育所・幼稚園において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。	生きがい対策課	高齢者と若い親子との共催による「生き生きサークル」の実施 ●高齢者と若い親子との共催による「生き生きサークル」の実施	今後も世代間交流を推進していく。
	社会資源の活用	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間、商店街の空き店舗等の活用による、各種子育て支援サービスの場を検討します。	生きがい対策課	●児童館の空き時間の利用 ●農村環境改善センター、各地域の公民館を利用した子育てサロンの開催	中高生の居場所づくりや相談窓口の設置を検討する必要がある。
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進					
(1) 子どもや母親の健康の確保					
各種健診・指導の充実	各種健診時や家庭訪問等を通じて、妊娠前から幼児期における子どもと母親の健康の確保及び増進を図ります。また、各種健診の受診率の向上を目指します。	健康増進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●家庭訪問 ●両親学級	3か月児・9～11か月児・1歳6か月児・3歳児健診、6か月児・11か月児育児相談、2歳・2歳6か月児歯科健診を実施。育児相談にて他機関との連携。	育児相談及び各種健診の受診率の向上。保健指導及び問診、スタッフの役割等の見直し。
乳幼児健診等の機会における相談指導及び事故予防等の啓発の充実	育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種健診の場を活用した相談指導等の充実を図るとともに、子どもの虐待の発生予防や障がいの早期発見に関する啓発を進めます。また、妊娠期から幼児期において継続した支援を行う体制づくりに取り組めます。	健康増進課	●こどもにちは赤ちゃん訪問事業 ●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●家庭訪問 ●両親学級	年間計画通り実施済み。 地区分担当制にすることで、新生児期から一貫した継続支援を実施している。 また、子どもの成長発達に不安のある親子及び育児不安のある家庭に対し、発達相談や巡回療育相談、親子教室等を案内し、子育て支援センターや療育施設と協力して支援。	虐待の発生予防や障がいの早期発見のため、他機関との連携も含め健診後のフォローの徹底。保健予防係でのケース検討及び学校教育課との検討会開催。
	各種健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけどなど子どもたちの事故予防のための啓発に取り組めます。	健康増進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談	健診で、発達に合わせた事故の特徴、予防方法を含め保健指導及びチラシの配布を実施。	継続実施
「いいお産」の適切な普及及び妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安全で、安心して出産できるよう、両親学級や相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	健康増進課	●母子手帳交付事業 ●妊婦健康診査の支援 ●両親学級 ●こどもにちは赤ちゃん訪問事業	妊娠中に必ず1度は電話相談を実施（地区担当）。初産婦には特に両親学級の参加を呼びかけている。	継続実施

	平成 2 6 年度の方 向 性	担 当 課	事 業 名 等	平成 2 5 年度 の 取 組 状 況	平成 2 6 年度以降の課題
(2) 食 育 の 推 進	正しい食生活の習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図るため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、「食生活改善推進員」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用や「食」に関する体感活動などを通じて食育の推進を図ります。	健康増進課	●乳幼児健診、育児相談、家庭訪問、両親学級、親子教室等における助言・指導 ●食生活改善推進員による地区活動	健診等で離乳食や歯磨き指導の時に併せて、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着のため栄養士により栄養指導を実施。	発達に合わせた分かりやすい資料や保健指導の実施。また、離乳食教室を実施予定。
		学校給食センター 学校教育課	●栄養教諭による市内全小・中学校を対象とした「食育の指導」の実施 ●学校給食週間を中心として、「地域の特色を生かした献立」による学校給食を実施	【学校給食センター】 「丸いお米」「さば」「きびなご」「一口文旦漬」等地場産物を利用した学校給食を実施した。この他に地場産物再発見事業として「華鶴和牛」のステーキを初めて提供した。 【学校教育課】 ・栄養教諭による市内全小・中学校を対象とした「食に関する指導」の実施	【学校給食センター】 地場産物の積極的な活用を行うため、現在使用している地場産物の継続的利用や新たな地場産物の掘り起こしなどの充実を図りたい。 【学校教育課】 ・各学校の食育指導の全体計画の改善・充実 ・学校給食を活用した食に関する指導の充実 ・家庭と連携した食習慣の定着
		農政課	●地場産物の学校給食への推奨・地域の地場産物直売場の情報提供及び支援	これまで、市内の農家からギョウリやえのきだけ等を給食センターへ提供するために農家への声かけを行っている。 ・防災無線及び広報による直売所の情報発信（広報支援）	・給食センターから地場産物の提供依頼があれば、市内の農家やＪＡなどと連携し推奨を図りたい。 ・防災無線及び広報による直売所の情報発信（広報支援）
		健康増進課	●母子手帳交付事業 ●両親学級	母子手帳交付時に食に関するリーフレットを渡し指導、両親学級で栄養士による栄養指導を実施。	継続実施
		健康増進課	●食生活改善推進員による小学生に対する食育教室 ●乳幼児健康審査	食生活改善推進員による小学生に対する食育教室（朝食づくり）を実施（尾崎小）。	食育教室開催が減少しているため、今後は回数を増やしていく。「思春期やせ」等の食習慣についての指導は、学校教育課等の協力が必要。
	規則正しい生活習慣の育成				
(3) 思 春 期 保 健 対 策 の 充 実					
	性や性感症予防に関する知識の普及	健康増進課 学校教育課	●管理職研修会 ●養護教諭等研修会に生ける指導 ●学校保健会の取組・実践	【健康増進課】 未実施 【学校教育課】 ・養護教諭研修会等における各学校の取組状況に関する情報交換 ・教育課程における「保健」「学級活動」等で発達段階に応じた指導を実施 ・学校保健会の開催	【健康増進課】 普及啓発方法、場所等の検討。思春期教育とも関連して行うため、学校教育課との連携が必要 【学校教育課】 ・性に関する指導の系統的・計画的な指導の推進と小中学校の連携 ・学校保健会の充実

平成26年度の方針		担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
人材の育成及び相談体制の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に関する教育の充実を図るとともに、学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。また、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組めます。	学校教育課	●カウセンリング研修会 ●スクールカウセンセラシー・スクールソーシャルワーカー派遣事業 ●管理職研修会、養護教諭等研修会における指導	・夏季休業中にカウセンリング研修会を実施 ・学校へのSC・SSWの派遣 ・管理職研修会、養護教諭等研修会での指導	・カウセンリング研修会の開催 ・小学校段階での喫煙・禁酒、薬物乱用防止に関する指導の充実 ・専門家等の講師招聘による授業の充実
(4) 小児科医の充実					
医療情報の提供	初期救急についての普及啓発に取り組むとともに救急対応が可能な医療機関等の情報提供を行います。	健康増進課 生きがい対策課	●医師会との連携 ●休日・夜間の小児科当番医の広報・周知 ●小児救急電話相談の普及	【健康増進課】 市の広報と同時配布されている「毎月このよん」で当番医周知。3か月児健診にて、小児救急電話相談のカード配布。	【健康増進課】 継続実施
	小児救急医療体制の確保	健康増進課	●保健所・医師会との連携	平成23年8月より出水総合医療センター野田診療所内に夜間一次救急診療所を設置。	全国的な医師不足、とりわけ小児科医不足により、小児救急医療体制も危機的状況であることから今後も更なる連携が必要。
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備					
(1) 次代の親の育成					
男女共同参画社会の推進	男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることについての教育・広報・啓発について、各分野が連携して取り組みます。	企画調整課 生涯学習課	●男女共同参画についての情報提供の充実及び理解を深める、広げるための広報・啓発の展開 ●サンサンミセス大会の開催	「地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業」を活用した基調講演及び分科会を11月23日に開催し、男女共同の視点を立てた地域づくりの在り方について啓発を行った。	家庭内においては、依然として性別役割分担意識が根強く残っていることから、引き続き男女共同参画推進に関する理解を促進すべく、広報・啓発活動の充実を図る。
	中・高校生における乳幼児と触れ合う機会の促進	健康増進課 学校教育課 生きがい対策課	●家庭科、保健体育課、道徳の授業を通じた指導 ●保育所・幼稚園等における職場体験学習	市女性団体連絡会主催で、1月18日に開催。活動発表、講演を実施。参加者：178名	市女性団体連絡会の活動の充実と大会内容（発表団体、講演者）の検討
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	中学生、高校生などが、子どもを生み育てることが意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、幼稚園、児童館及び育児相談、親子教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実させます。	健康増進課 学校教育課 生きがい対策課	●家庭科、保健体育課、道徳の授業を通じた指導 ●保育所・幼稚園等における職場体験学習	未実施 ●家庭科や保健体育科、道徳の授業を通じた指導 ●保育所・幼稚園等での職場体験学習の実施 職場体験学習時に保育園へ生徒を受け入れている。	関係機関との連携が必要 ・小学校段階からのキャリア教育と関連させた機会の設定 ・中学校での職場体験学習の充実 今後も受入予定。
(2)					
学校教育の活性化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習支援員の配置による学校教育の活性化に取り組めます。	学校教育課	●学校教育支援教員配置事業 ●特別支援教育支援員配置事業	・中学校2校に学校教育支援教員を配置（英語 計2名） ・小・中学校に特別支援教育支援員を配置（8校 計11名）	・子どもの実態把握と個に応じた指導の充実 ・支援教員や支援員の効果的な活用

平成26年度以降の課題		平成25年度の取組状況	事業名等	担当課	平成26年度の方角性
児童生徒の学力向上	児童生徒の学力向上	- 鹿児島学習定着度調査，全国標準学力検査の実施と分析，活用 - 各学校の校内研修会等への指導主事派遣 - 地区研究指定による授業力の向上（小学校2校，中学校1校） - 年4回，小・中・高校の授業を通じた学力向上連絡会を実施	- 全国学力・学習状況調査，鹿児島県「基礎・基本」定着度調査，全国標準学力検査（NRT）の実施と分析 - 学校訪問等による校内研修の充実 - 研究指定による授業力の向上 - 小中高学力向上連絡会の充実	学校教育課	各種学力調査の結果から，一人ひとりの課題を把握し，解決のための取組を進めます。
	道徳教育及び体験活動の充実	【学校教育課】 - 道徳指導法研修会の実施 - 集団宿泊学習や勤労体験学習，ボランティア活動をひらく「阿久根っ子」事業を活用した特色ある教育活動を実施 - 道徳教育総合支援事業の推進 【生涯学習課】 - 華のぼんたん学寮 - 市子連主催により11月20日～23日の3泊4日で実施。参加者：市内小中学生11名 - あくねキッズスクール - 夏季休業中にカヌー教室，文化財ウォッチングを実施。参加者：市内小中学生17名	- 道徳指導法研修会 - 宿泊体験学習 - 華のぼんたん学寮 - 阿久根市未来をひらく「阿久根っ子」事業	学校教育課 生涯学習課	豊かな心をはぐくむため，指導方法や指導体制など，各学校の取組に対し，支援・指導を行います。また，道徳教育の充実を図るとともに，地域や学校などとの連携・協力により，体験学習を一層充実し，特色ある学校づくりを行います。
	問題行動や不登校に対する相談体制の強化	- 中学校4校にスクールカウンセラー（SC）を配置 - 学校の要請によりスクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣 - ケース会議の開催	- スクールカウンセラー配置事業 - スクールソーシャルワーカー派遣事業	学校教育課	いじめ，少年非行等の問題行動や不登校に対応するために，相談体制の強化を図ります。
	関係機関によるネットワークの構築	- 中学校4校にスクールカウンセラーを配置 - 学校の要請によりスクールソーシャルワーカーを派遣 - ケース会議の開催 - 年3回生活指導研究協議会の開催	- スクールカウンセラー配置事業 - スクールソーシャルワーカー派遣事業 - 生活指導研究協議会	学校教育課	いじめ，少年非行等の問題行動や不登校に対応するために，児童相談所，子育て支援センター，福祉事務所相談員，スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし，情報の共有化に努めます。
平成26年度以降の課題		- 教員の指導力向上を図る校内研修の充実 - 校内研修会での指導助言の充実 - 各種検査の分析・活用による授業の充実 - 短期研修講座への積極的な応募	【学校教育課】 - 道徳的実践力の育成を図る道徳授業の充実 - 地域に根ざし，創意工夫による特色ある教育活動の充実 - 道徳教育総合支援事業の充実 【生涯学習課】 - 事業内容の充実と参加者の確保	- 学校と保護者，関係機関のより一層の連携 - SC，SSWの効果的な活用	- 学校と保護者，関係機関のより一層の連携 - SC，SSWの効果的な活用

平成26年度の方角性		担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加などが指摘されています。子どもたちの運動への関心意欲・態度や生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、体育の授業及び運動部活動を充実させるとともに、その指導に当たたる教員及び外部指導者の育成に努めることで、学校におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。また、スポーツ少年団等の育成・充実を図るとともに、スポーツを楽しみ・親しむ環境づくりと指導者の養成・確保を積極的に支援します。	学校教育課 生涯学習課	●運動部活動外部指導者派遣事業の推進 ●一校一運動の推進 ●スポーツ少年団の育成と活動の充実 ●スポーツ少年団の指導者育成と資質の向上 ●スポーツ少年団交歓大会への参加 ●泳がない子どもたちの水泳教室 ●海の子カーニバル（遠泳）の計画と実施 ●海洋性スポーツ指導者育成 ●海洋性スポーツ体験学習、スポーツ教室 ●あくねボンタンローンドレース大会への参加	【学校教育課】 ・全小・中学校で児童生徒の実態把握のために、体力・運動能力調査を実施 ・1校1運動の実践 ・「チャレンジかごしま」への取組 【生涯学習課】 ・小学校水泳記録会と小学校陸上記録会の開催 ・スポーツ少年団24団体423名の団員 ・スポーツ少年団の育成と活動の充実及び指導者の育成と資質の向上については、指導者を年度初めに実施し説明。 ・市スポーツ少年団交歓大会は317名が参加をして、県スポーツ少年団交歓大会にも各団で参加した。 ・チャレンジアップスイミングとして（旧泳がない子どもたちの水泳教室）実施し、172名参加。 ・海の子カーニバルは48名が参加者した。 ・海洋性スポーツ指導者育成、体験学習としてカヌー体験教室を実施した。 ・あくねボンタンローンドレース大会は第30回として12月8日に開催し、255名参加。	【学校教育課】 ・児童生徒の体力・運動能力の二極化 ・学校教育における運動の生活化と基礎体力の育成 【生涯学習課】 ・スポーツ少年団の団員の確保。 ・鹿児島県が実施する指導者研修会への参加者増と市で指導者会への参加。 ・県の交歓大会及び市の交歓大会にも指導者を含め参加者の増。 ・参加者増と指導者の確保。 ・県の指導者研修会に参加増。 ・水の事故ゼロ運動。 ・2、500名以上の参加と大会ボランティアの確保
	健康教育の推進	学校教育課	●養護教諭研修会における指導 ●講師招へいによる健康教育の推進 ●阿久根市学校保健研究協議会の活性化	・養護教諭等研修会における情報交換 ・歯科衛生士等による歯科指導の実施 ・学校保健会の充実	・保健や保健体育、学級活動等の授業における健康教育の充実 ・児童保健委員会や学校保健委員会の充実 ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等、家庭と連携した基本的な生活習慣の育成
	地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	学校教育課	●学校評議員類似制度の推進 ●学校関係評価の推進 ○学校運営協議会制度の導入に向けた研修 ○第三者評価の導入の検討	・全小・中学校で年3回の学校関係者評価委員会の実施 ・学校情報の積極的な広報・公開 ・未来をひらく「阿久根っ子」事業による特色ある教育活動の実践	・学校関係者評価委員会の充実と開かれた学校づくりの推進 ・地域に根ざし、創意工夫による特色ある学校づくりの推進
	教職員の適切な配置	学校教育課	●教職員人事評価制度の充実 ●教育事務所合同訪問、教育委員会訪問、教育委員会事務局訪問等による指導 ●資質の向上を必要とする教員の運用に対する人事管理システムの運用	・教職員人事評価制度の実施（自己申告・面談・業績等評価の実施） ・全小・中学校への学校訪問の実施による指導	・教員一人一人の指導力向上を図る校内研修の充実 ・教職員評価制度の充実（評価の蓄積） ・当初申告・中間申告・最終申告の面談の充実

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
学校施設の整備の促進	学区施設や備品の整備充実を図り、安心安全な学習環境の中で子ども一人ひとりの特性に応じた教育環境の充実を図ります。今後も、安全で豊かな学校環境の中で、子どもの健やかな成長が図られるよう、学校施設の整備に取り組むとともに、必要な助言・指導を行います。	教育総務課	●電源立地交付金事業 ●小中学校耐震工事及び大規模改修工事 ●きめ細かな交付金事業 ●学校施設環境改善交付金事業 ●小中学校校舎等維持補修事業 ●パソコン整備事業	・小中学校校舎等維持補修工事（小学校2件、中学校2件） ・小中学校校舎等整備事業（小学校6件、中学校5件） ・学校職員室、図書室及びパソコン室空調機設置事業（小学校4件） ・管理備品及び教育振興費備品	・築30年以上経過した校舎等の大規模改修事を計画的に整備していく必要がある。 ・学校規模適正化について検討。 ・計画的な備品購入及び新学習要領等による教養振興備品購入。
学校を中心とした地域での見守り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの健全な成長を見守る環境づくりを行います。	学校教育課	●スクールガーディーダー派遣事業の推進 ●交通安全マナーアップ委託事業の活用	・小学校に3名のスクールガーディーダーを配置し、登下校の安全指導を実施 ・中学校区ごとの交通安全マナーアップ指導員による交通指導見守り実施	・スクールガーディーダー派遣事業の充実 ・保護者・地域人材等による登下校の見守り体制の整備 ・通学路等の安全点検の充実
幼児教育の質的向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するため、幼稚園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組めます。	学校教育課 生きがい対策課	○幼・保・小連携事業	【学校教育課】 ・幼児小の連携の啓発	【学校教育課】 ・各小学校における幼児小連絡会の実施と研修の充実
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組めます。	学校教育課 生きがい対策課	●幼稚園、保育園と小学校との入学連絡会の実施	【学校教育課】 ・特になし	【学校教育課】 ・各小学校における幼児小連絡会の実施と研修の充実
幼児教育の充実	各地域の特色を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に努めます。	学校教育課	—	・特になし	—
(3) 家庭や地域の教育力の向上					
家庭教育支援の充実	身近な地域において、子育てに関する学習会や情報提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育力の向上に関する支援を行います。	生きがい対策課	●子育て支援センターと母親クラブ等との共催による講演会や研修会の実施 ●家庭相談員による相談支援	子育て支援センター親子教室で、フラワーアレンジメントや笑いヨガ講座を開催し、親子のふれあいや母親の不安解消を図った。家庭相談員が相談者の家庭を巡回訪問し相談支援を行った。 【家庭教育学級】 市内全小中学校で開設（13学級各学年間8回以上講座を実施） 【子育て学習講座】 就学時検診時に、保護者を対象に実施。参加者：平成26年度新1年生の保護者159名 【市PTA連絡協議会】 研修会への参加や講演会等を実施	今後も家庭教育力の向上のため、講演会等を開催していく。 家庭教育学級の講座内容の充実（家庭教育の充実に資する内容についての実施回数の増加） 子育て学習講座は、就学時健診時に全校対象に1会場で実施予定 市P連の活動充実に向けた役員との連携の強化

	平成 2 6 年度の方 向 性	担 当 課	事 業 名 等	平成 2 5 年度 の 取 組 状 況	平成 2 6 年度 以 降 の 課 題
(4)	子 ども を 取 り 巻 く 有 害 環 境 対 策 の 推 進				
	地域における有 害環境対策の促 進		●校外生活指導連絡会による街 頭補導	夏季、冬季休業中に街頭補導を実施。実施 回数：14回、参加者数：75名 各単位PTAにおいても校区内を中心に街頭補 導を実施。実施回数（14校合計）：111回、 参加者数：482名 北薩地域振興局と合同で、県青少年保護育 成条例に基づく有害図書・玩具等販売状況 調査を実施	街頭補導における巡回指導場所の設定 危険箇所や生徒指導上問題となりうる場所（溜 り場）等の情報収集
	子どもの携帯電 話の適切な利用 の促進		●管理職研修会、生活指導連絡 協議会等における指導	【学校教育課】 ・管理職研修会における指導助言 ・年3回の生活指導研究協議会における情 報交換と指導助言（高校代表も参加） 【生涯学習課】 市青少年問題協議会、家庭教育学級で携帯 電話の適切な利用に関する資料提供、講話 等を実施。	【学校教育課】 ・携帯電話等の実態調査の実施と適切な利用等 に関する啓発 ・携帯電話の利用等に関する保護者との共通理 解 【生涯学習課】 携帯電話利用に関する最新事情の情報収集 全学校家庭教育学級での講話の実施 青少年健全育成に関する会議や集会での研修機 会の確保
	情報モラル教育 の推進		●情報モラル研修会への案内 ●社会科、総合的な学習の時間 における情報モラルに関する指 導 ●情報モラルに関する資料の提 供	・管理職研修会で情報モラルに関する指導 を実施 ・学年の発達段階に応じた情報モラルに関 する指導の実施 ・情報モラルに関する資料の提供	・情報モラルに関する授業の充実 ・携帯電話やスマートフォン、パソコン等情報 機器のフィードバックに関する保護者への情報 提供と助言、啓発
4	子 育 て を 支 援 す る 生 活 環 境 の 整 備				
(1)	良 質 な 住 宅 の 確 保				
	ファミリー向け 賃貸住宅の供給 支援		●公営住宅長寿寿命化計画策定	策定済み	平成23年度に策定した「阿久根市公営住宅 等長寿寿命化計画」等に基づき、小規模な住宅を 集約していく方針であるが、現在の生活スタイ ルに適合した施設や設備の整備を推進しなが ら、既存の住宅については、個々の状況に応じ た改善を図っていく予定である。
	公共賃貸住宅の 優先入居		●寺山住宅建設事業	公営住宅建設事業に取り組み、寺山住宅 （5号棟）建設に着手した。	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、今 後建設予定である寺山住宅（6・7号棟）にお いて、子育て支援用住宅として供用可能かどう か検討中である。

	平成 2 6 年度の方 向 性	担 当 課	事 業 名 等	平成 2 5 年度 の 取 組 状 況	平成 2 6 年度以降の課題
(2) 良好な居住環境の確保	安全・安心な居住環境の整備	都市建設課	●市営寺山住宅建設事業 (平成 2 4 年度から)	公営住宅建設事業に取り組み、寺山住宅(5号棟)建設に着手した。	市営寺山住宅建設事業(第3期)を進めることにより待機者を解消し、時代のニーズに合った住宅政策を進める。
	良好な住宅街地の整備	都市建設課	—	潟土地区画整理事業で整備された旧保留地の土地の有効利用を図るため、売却価格等の検討を検討委員会と協議し、価格の直下げ及び購入に関する補助制度を導入した。	潟土地区画整理事業で整備された旧保留地について、平成 2 4 ・ 2 5 年度においての価格の設定及び補助事業の広報に努め、土地利用の有効活用を促進する。
	シックハウスの推進	都市建設課	●換気設備の設置及び有害物質の使用制限	公共施設整備で換気設備が必要な施設には、2 4 時間換気設備を取り付け、シックハウス対策では、内装材等は 4 スター材を使用した	公共施設の整備では、換気設備の必要な施設には、換気設備の設置するとともに、内装材では 4 スター材を使用するように計画する。
(3) 安全な道路交通環境の整備	子どもに配慮した公共施設の整備	都市建設課	●社会資本整備総合交付金事業 (橋之浦線道路改良工事)	病院デイクエア施設などの緊急時に対応できる道路として道路改良を行い、平成 2 5 年度は表層の舗装を行った。	安全で円滑な移動を確保するため、適切な維持管理努める必要がある。
	安心・安全な居場所づくり歩行空間の整備	都市建設課	●社会資本整備総合交付金事業 (中央線多田道路改良工事・中央線大川道路改良工事) ●街路灯等の設置	通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図るため、歩道の設置、区画線の設置、転落防護柵設置を行った。また、中央線大川道路改良工事においては、事業の促進を図るため事業用地の購入及び建物補償等を行った。	安全・安心な歩行空間の確保を図るため、拡幅改良工事、歩道設置、歩車道分離の区画線設置及びカラー舗装、防護柵等の整備を早期に図り必要がある。
(4) 安心して外出できる環境の整備					
	公共施設等のバリアフリー化の促進	都市建設課	—	●公園等トイレのバリアフリー化の推進	○交差点等において、車道と歩道の段差解消を図り移動の円滑化を図る必要がある。 ○公共施設整備の際バリアフリー化の推進
	心のバリアフリーの推進	生きがい対策課	—	取組なし	小さい子どもを連れた母親に限らず、お年寄りや障がいのある人に対して、地域で気軽に支援の手を差し伸べられるような気運の醸成をはかる必要がある。

平成26年度以降の課題		平成25年度の取組状況		事業名等		担当課		平成26年度の方針	
	【都市建設課】 ○公共施設のトイレにベビーシート・ベビーチェアの設置の検討	【都市建設課】 ●多目的トイレにベビーシート・ベビーチェアの設置の検討 【総務課】 ●南側庁舎多目的トイレ改修により、ベビーシートを設置	—	—	生きがい対策課 都市建設課	生きがい対策課 都市建設課	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に取組みます。	公共施設等における子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	
	今後子育て支援情報誌等で施設の整備状況等の情報提供を行っていく。	取組なし	—	—	生きがい対策課	生きがい対策課	各種のバリアフリー施設の整備状況など、子育てに関するバリアフリー情報の提供に取組みます。	子育てバリアフリーに関する情報提供	
(5) 安全・安心まちづくりの推進等									
	【都市建設課】 ・市道において、繁茂した草木により死角がで きないよう定期的な調査を行う必要がある。ま た、年間に定期的な伐採を必要とする箇所にお いてはメンテナンススフリー等による処置を検討 する必要がある。 【総務課】 ・市防犯組合や地域と連携した取り組みを行う 必要がある。	【都市建設課】 ・市道における通行の安全を図るため、繁 茂した法面の立竹木や草木を、委託及び道 路維持作業員等により伐採を行い、道路の 死角防止等に努めた。 【総務課】 防犯組合連絡協議会へ負担金を支払い、そ の負担金から市内の防犯灯設置等の補助を 行なった。	●街路灯の設置（交通安全施設 整備事業） ●通行の安全と道路周辺の環境 の改善を図るため、市道の法面 等の草木を伐採（道路伐開事 業）	総務課 都市建設課	子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづ くりを目指し、道路、公園等の公共施設 や居住の構造、設備、配置等について、 犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り 組むとともに、住民一人ひとりの防犯に 対する意識の啓発に取り組めます。ま た、侵入による犯罪の防止を図るため、 関係機関・団体と連携して、防犯性の高 いドア、窓、シャッター等の建設部品や 優良防犯機器の普及促進を図ります。	犯罪等の防止に 配慮した環境づ くり			
5 職業生活と家庭生活との両立の推進									
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し									
	【企画調整課】 ・働く女性の家の利用者数は減少しており、中 でも子育て世代の利用が少ないため、当該世代 を対象とした講座を充実させる。 ・主催講座から育成グループへの継続利用の促 進に努める。	【企画調整課】 主催講座として、前期に7講座、後期に9 講座を開催し、受講者数は271人であっ た。	●働く女性の家の講座の充実 ●21世紀職業財団との連携	企画調整課 生きがい対策 課	女性の再就職支援セミナー、子育てママ のリフレッシュ講座などの充実に努め、 女性支援に取り組めます。また、企業や そこに働いている個々人の意識の把握に 努め、仕事と生活時間のバランスのとれ た社会の実現に関する意識の醸成に一層 取り組みます。さらに、子育て中の母親 のためのリフレッシュ講座や男性の料理 教室などを実施し、男性の家庭参画を図 るとともに、保育園・幼稚園児が各企業 を訪問する取組を子育て支援センターと 連携して実施していきます。	仕事と生活の調 和の実現に向け た広報・啓発の 促進			

平成26年度以降の課題		平成25年度の取組状況		事業名等		担当課		平成26年度の方針性	
一般事業主行動計画の策定に向けた支援	市内の従業員101人以上の事業所への情報提供を行っている。	取組なし	市広報紙やホームページによる情報提供を行うとともに、保育園や幼稚園、学校の協力を得て直接、保護者に対して文書を配布するなど効果的な情報提供に努めた。	〇一般事業主への情報提供	生きがい対策課	雇用する労働者が301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その策定の支援について検討を進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。			
	平成27年度からの次世代育成支援法の延長に伴い、子ども・子育て支援計画としての内容検討を図り、今後も、情報提供の充実を図っていく。			—	生きがい対策課	通所保育や幼稚園で預かり保育、放課後児童クラブなどの、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスに関して、必要な方が必要ときに利用でききるよう、効果的な情報提供の充実に取り組みます。			
	【企画調整課】 一般世帯への啓発は行っているが、企業への啓発は、機会がないため進んでいない。関係機関との連携を図りながら、多様な働き方が認められる社会的気運を醸成する必要がある。	【企画調整課】 ・働く女性の家にて関係内容が掲示されているパンフレット・チラシ等を配布 ・平成25.7月号の広報にワーク・ライフ・バランス啓発記事を掲載 ・H25.11.23にワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施。 【商工観光課】取組なし	●「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発 ○男性の育児・介護休業制度の利用促進 ○鹿児島労働局雇用均等室との連携	企画調整課 商工観光課	固定的な役割分担意識は、依然として根強く残っており、職場における慣行・しきたりの見直しと男女共同参画に関する認識を深めるための広報啓発を積極的実施するとともに、関係機関との連携を図りながら関係法令・制度の周知に努め、就業環境の整備・充実を推進し、多様な働き方を支援します。				
	【商工観光課】 県の基金事業を活用し、緊急雇用創出事業の処遇改善プロセスで、阿久根商工会議所に委託して、中小企業等の職員の人材育成を行うと同時に経営講習会を開催し、企業等の経営安定を図ることにより、職員の人材育成と処遇改善を図る。			生きがい対策課	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供を行い、他の企業や店舗への広がりと啓発を推進します。				
事業に協賛する市内店舗や企業の拡大。		出生祝い商品券配布時に子育て支援パスポート事業の説明文書を配布。	●かごしま子育て支援パスポート事業の推進		生きがい対策課	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供			
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備									
仕事と子育ての両立のための基盤整備		市内8カ所で放課後児童クラブを実施。登録児童は約300名。	●特別保育事業の実施 ○放課後児童クラブの充実		生きがい対策課	共働き世帯の増加を踏まえ、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。			

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
6 子ども等の安全の確保					
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進					
交通安全教育の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上を図ります。また、地域活動における指導者を育成し、子どもを守る地域の取組を推進します。	総務課	●交通安全専門指導員による交通安全教室の開催	春、秋の全国交通安全運動期間中、市内小中学校において交通安全指導員による交通安全教室を開催した。また、同期間中、職員による街頭立哨や防災無線による交通安全の広報を行った。県警ひまわり号による市内の園児を対象にした交通安全教室を開催した。	各世代に応じた段階的な交通安全教育を関係機関と協力しながら行う必要がある。交通安全協会等のイベント等に積極的に協力し、参加していく。
チャイルドシート の正しい使用 の徹底	チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する普及啓発活動を一層充実させるとともに、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ること でチャイルドシートを利用しやすい環境づくりに取り組みます。また、チャイルドシートの貸出事業について検討を進めます。	総務課	—	取組なし。	交通安全協会と協力しながら、チャイルドシートの安全な着用について広報等を行う。
自転車の安全利用の推進	交通安全教室において、自転車等の安全利用の講習や広報活動を実施します。	総務課	—	交通安全教室において、安全な乗り方や正しい交通ルール・マナーの習得について指導を行った。	夏季及び冬季休業中における街頭での指導、点検を行う。
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進					
地域における自主防犯活動の推進及び防犯に関する情報の共有化	全国地域安全運動期間における防犯チラシの配布や安全パトロールを実施するほか、防犯意識の高揚を図ります。	総務課 生涯学習課	●市青少年問題協議会の開催	【総務課】 関係機関と連携して、「全国地域安全運動」期間中防犯チラシを配布し、啓発を行った。 【生涯学習課】 11月5日に開催。委員数：19名 青少年健全育成に関する市内の状況説明、意見交換、携帯電話の利用に関する資料提供	【総務課】 地区防犯組合、市防犯組合等関係機関と連携して、安全パトロール等の啓発運動に取り組む。 【生涯学習課】 実効性のある協議会の設定（全市的な青少年健全育成の取組を充実させるための協議）
地域住民による安全対策の推進	地域住民の防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また、夏祭り等において実施している青少年育成のための防犯パトロール等の取組を更に拡充します。さらに子どもたちの健全な成長と子育てで家庭への支援を目指したイベントを開催し、作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。	総務課 生涯学習課	●夏休み・冬休み期間中における街頭補導	【総務課】 地区防犯協会や市防犯組合と連携して、地域安全点検に参加した。 【生涯学習課】 夏季、冬季休業中に街頭補導を実施。実施回数：14回、参加者数：75名 各単位PTAにおいても校区内を中心に街頭補導を実施。実施回数（14校合計）：111回、参加者数：462名	【総務課】 地区防犯組合、市防犯組合等関係機関と連携して、安全パトロール等の啓発運動に取り組む。 【生涯学習課】 街頭補導における巡回指導場所の設定 危険箇所や生徒指導上問題となりうる場所（溜り場）等の情報収集

平成26年度の方角性		事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
防犯講習の実施	振り込み詐欺や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し、関係機関と連携、協力し、防犯講習の実施を図ります。	総務課 学校教育課	【総務課】 県警主催による「防犯ボランティア団体等ネットワーク研修会」に参加した。 【学校教育課】 ・各学校で阿久根警察署の協力を得て、児童対象の不審者対応訓練を実施 ・各学校においては、児童生徒の発達段階に応じた指導を実施	【総務課】 振り込み詐欺被害防止をはじめとした防犯講習会の実施について検討する。 【学校教育課】 ・各学校における不審者対応訓練の充実
	防犯ボランティアに対する支援	総務課	防犯組合連絡協議会に対し、防犯パトロール時着用用の帽子を配布した。	防犯ボランティア団体に対し、防犯グッズの配布を行い、自主的な活動を促す取組を行う。
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進				
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等のより被害を受けた子どもの心のケアを図り、支援するため、学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し、きめ細やかな支援の継続に取り組みます。	学校教育課	・スクールカウンセラー派遣事業 ・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・相談支援事業	・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣による支援 ・関係機関との連携強化
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進				
(1) 児童虐待防止対策の充実				
地域における子どもの見守り体制の構築	児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見と子どもの安全を確保するための行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努めます。	生きがい対策課 企画調整課 学校教育課	【生きがい対策課】 ・11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンツリーと幟旗を庁内に設置し啓発を呼びかけた。また、市内小・中学校、保育園、幼稚園、医療機関、各区に虐待防止のポスターを配付。 ・主任児童委員と家庭相談員の情報交換会を定期的に実施。 ・学校や保育園、幼稚園、児童クラブ等を定期的に巡回し、気になる子どもの情報収集を行い支援に繋げた。 【企画調整課】 女性への暴力を許さない社会づくりの一環として、8月26日「阿久根市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会」を開催し、被害者への的確な支援を行うよう庁内体制を整えた。さらに、11月12日～25日には「女性に対する暴力をなくす運動」への取組として、庁内ロビーにおいてパープルリボンツリーを設置する等して、市民へのDVへの正しい理解が図られるよう取り組んだ。 【学校教育課】 ・児童虐待防止について、その内容と通告	【生きがい対策課】 各関係機関との情報共有を図るため、スムーズな連携が取れるように各関係機関への周知を図っていく。 【企画調整課】 ・DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底する必要がある。 ・被害者の保護・救済・生活再建に向けた支援が円滑に行われるよう、関係機関の連携強化が必要である。
			●民生・児童委員との連携 ●児童虐待防止月間におけるポスター掲示や保育所等へのチラシ配布 ●担当者による定期連絡会の開催 ●「女性による暴力をなくす運動」「DV防止法」等の周知を行い、女性に対する暴力の防止・顕在化に向けた広報啓発の推進 ●各種相談員及び相談窓口の周知及び支援に向けた情報提供と連携 ●DV防止・相談窓口などの広報・啓発 ○DV防止及び被害者支援基本計画の策定 ○DV関係庁内連絡会議の設置	

		平成 2 6 年度の方 向 性	担 当 課	事 業 名 等	平成 2 5 年度 の 取 組 状 況	平成 2 6 年度以降の課題
	要保護児童対策地域協議会の機能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」としての要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、より迅速で適切な対応に努めます。	生きがい対策課	○実務者会議・ケース検討会議の定期的な開催に向けての取組	平成 2 5 年度は、代表者会議を 1 回、実務者会議を 5 回、ケース検討会議を 9 回開催。	実務者会議がケースの進行管理に終了しているため、より効果的な開催方法を模索する必要がある。
	児童虐待に関する県との連携	児童虐待に関する出頭要求、立入調査、一時保護の実施が適当と判断した場合、は、県知事又は児童相談所長に通知し、県の行う検証作業に参加・協力することが必要なため、県との連携強化に取り組みます。	生きがい対策課	●児童相談所との連携（児童虐待防止ネットワーク会議の活用）	虐待で一時保護のため児童を送致したケースが 2 件発生。児相との見解の違いで、対応に苦慮したケースもあった。	児童相談所とより連携を強化していく必要がある。
	各種健診・指導等の機会における早期発見・早期対応	保健師等によるこんにちは赤ちゃん訪問事業等の訪問率 1 0 0 % を目指します。また、児童虐待の発生を予防するため、各種健診や保健指導、母子保健活動等のあるゆる機会を通じて、妊娠・出産・乳幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問開始等の適切な支援につなげます。	健康増進課 生きがい対策課	●こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査による早期発見 ●児童虐待や要支援家庭への早期対応	【健康増進課】 保健師による訪問 新生児訪問 延 9 9 件 未熟児訪問 延 4 件 乳児訪問 延 8 5 件 こんにちは赤ちゃん事業 1 3 3 件 健診未受診者への電話連絡及び訪問の実施。	【健康増進課】 今後も必要な家庭に対し各関係機関と連携し必要に応じケース検討を実施していくことが必要。
	関係機関との連携の強化及び情報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連携の強化を図ります。あわせて、地域の医療機関、医療関係団体等との効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図り、虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。	健康増進課 生きがい対策課	●ケース検討会議の開催	【健康増進課】 随時開催 【生きがい対策課】 平成 2 5 年度は要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議は 9 回開催。随時、母子保健担当の保健師との情報交換の同行訪問を実施した。	【健康増進課】 各関係機関と連携していく。 【生きがい対策課】 今後もケース検討会議を通して、情報の共有と支援の役割を明確化していく。
	主任児童委員や児童委員等との連携強化	主任児童委員や児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。	生きがい対策課	●情報交換会の開催	家庭相談員と主任児童委員との情報交換会（年 4 回）の開催や学校訪問（年 1 回）を実施。	今後も継続して実施予定。
(2) 障がい児施策の充実						
	障がいの早期発見・早期対応	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率の向上を図ります。	健康増進課	●妊婦健康診査の支援 ●乳幼児健康診査	乳幼児健診にて、発達チェックを実施。支援が必要な場合は、子育て支援センター等関係機関と連携してフォローを実施している。フォローの親子教室（年齢別）を実施しており、乳児期から早期に介入し、支援を実施している。	今後も関係機関と連携しながら、早期に支援ができるようなシステムを構築していく必要がある。

平成26年度の方針		担当課	事業名等	平成25年度の取組状況	平成26年度以降の課題
保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化	障がい児の健全な発達を支援し、介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、障がい福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り、施策の推進に当たっては、関係各課が連携して取り組みます。	生きがい対策課 健康増進課	●出水地区ネットワーク会議（児童部会）の活用 ○家庭への訪問による相談支援体制の充実	【健康増進課】 出水地区ネットワーク会議（児童部会）の参加	【健康増進課】 継続実施
	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージにあわせた一貫した児童福祉サービスの提供に努めます。また、障がい児相談支援事業を通じて、保護者に対する育児相談を推進するとともに、家族への支援に取り組みます。	生きがい対策課	●児童発達支援事業 ●放課後等デイサービス事業	・児童発達支援事業（阿久根市子ども発達支援センター）の実施 ・放課後等デイサービス事業の実施（養護学童クラブガッツ） ・障がい児相談支援事業（あいわの里支援センター・あいわの里アネックスセンター・障がい者相談支援事業所 ふたば）	早期発見・早期療育を充実させていきながら、本人及び家族支援を充実させていく必要がある。また、障がい児相談支援事業を導入することで、相談員の専門知識を活用しながら最適なサービスの利用、組み合わせを促していく。
	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、発達障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図ります。	学校教育課	●特別支援教育に関する研修会（特別支援教育コーディネーター、担当者） ●特別支援教育支援員研修会 ●就学支援委員会 ●特別支援学校教員による巡回相談の活用 ●教育相談	・特別支援教育担当者（コーディネーター）研修会の実施 ・特別支援教育学校巡回相談の活用 ・教育相談の実施 ・特別支援教育支援員の配置 ・就学指導委員会の開催	・特別支援教育支援員配置事業の継続と研修会の実施による資質の向上 ・障がいの状態やニーズに応じた適切な教育的支援を行うための教育相談の実施、個別指導計画・個別教育支援計画の作成
	発達障がいに対する理解を深めるため、発達障がいのある児童を保護する家族が適切な育児を行えるように支援します。また、発達障がいのある児童の保護者に対して、発達障がいのある児童の保護者支援センター等の関係機関における相談などの情報提供を行っています。	学校教育課 生きがい対策課 健康増進課	●就学指導委員会 ●県による療育相談等の情報提供及び推進	【学校教育課】 ・関係機関で実施される教育相談、発達相談に関する情報提供 【生きがい対策課】 保健予防係からの情報提供をもとに、中央児童相談所における相談のための情報提供を行っている。 【健康増進課】 年に2回、県子ども総合医療センターによる巡回療育相談を実施	【学校教育課】 ・関係機関で実施される教育相談、発達相談に関する情報提供の充実 【生きがい対策課】 対象児童の健全な発育のため、保護者に対しても理解ある相談体制の構築が必要 【健康増進課】 該当者が多いが、相談枠が少ない。
関係機関における障がい児の受入の推進		生きがい対策課	●障がい児を受け入れ入れている保育園への補助	平成25年度は、4園で7名の障がい児の受入に対して補助。	子ども・子育て新制度においては、療育保育加算が見込まれ、また本市においても今後も継続して障がい児保育事業を継続していく予定である。また、当該児童について近隣自治体への広域入所の際の障がい児保育補助事業の充実を図る。